

第13回文教厚生常任委員会会議録

令和6年11月21日

○事 件

所管課報告事項・所管事務調査（令和7年度新規事業）

- (1) 国保病院建替事業 医療機器等購入及び移転作業について（熊石国保病院）
- (2) 国保病院における外国人材の活用について（熊石国保病院）
- (3) 医療賠償案件について（八雲総合病院）
- (4) 1か月児健康診査事業の実施について（保健福祉課）
- (5) スキー場ペアリフト主要機器等整備事業について（体育課）
- (6) 八雲町ジェンダー平等プラン（第3次八雲町男女共同参画プラン）（素案）
について（社会教育課）
- (7) 梅村庭園隣接地土地購入について（社会教育課）
- (8) GIGAスクールネットワーク整備事業について（学校教育課）
- (9) 域学連携事業（上智大学）の所管替えについて（学校教育課）
- (10) 車両等事故経過報告について（学校教育課）
- (11) 保育所におけるICT化推進事業について（住民生活課）
- (12) 発達検査（知能検査）委託事業について（住民生活課）
- (13) 春日地区水道施設設置事業について（環境水道課）
- (14) 中間処理施設検討調査事業について（環境水道課）

○出席委員（7名）

委員長	赤井 睦美 君	副委員長	佐藤 智子 君
	倉地 清子 君		齋藤 実 君
	関口 正博 君		大久保 建一 君
	黒島 竹満 君		

○欠席委員（1名）

能登谷 正人 君

○出席委員外議員（3名）

議長	千葉 隆 君	宮本 雅晴 君
	三澤 公雄 君	

○出席説明員（19名）

熊石国保病院事務長	福原 光一 君	総合病院事務長	竹内 伸大 君
総合病院庶務課長	長谷川 信義 君	総合病院地域医療連携課長	佐々木 裕一 君
総合病院医事課長	加藤 貴久 君	保健福祉課長	石黒 陽子 君
保健福祉課長補佐	小池 克明 君	健康推進主幹	梅坪 光 君
健康推進係長	本間 直人 君	教育長	土井 寿彦 君

体育課長 伊 藤 勝 君
社会教育課長補佐 若 山 晋 悟 君
施設係長 阿 部 任 敏 君
環境水道課長補佐 作 田 知 宣 君
水道係長 影 浦 修 司 君

社会教育課長 佐 藤 真理子 君
学校教育課長 三 坂 亮 司 君
環境水道課長 横 田 盛 二 君
環境衛生係長 西 山 誠 君

○出席事務局職員

事務局長 野 口 義 人 君

議事係長 千 代 貴 大 君

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） 第13回文教厚生常任委員会を開催いたします。

◎ 所管課報告事項

【熊石国保病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） では最初に熊石国保病院より、医療機器の購入等についてご報告
よろしくお願ひいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 建替事業の医療機器等の購入及び移転作業について
ご説明いたします。資料1をお願いいたします。

本年2月に着工しました新病院建設工事は順調に進んでおります。新病院開院を令和7
年6月に予定しており、今後、移転に係る様々な準備に取り掛かかるところですが、新病院
開院時に必要な各種備品、医療機器は、発注から納入まで一定程度の期間を設けて、物品や
医療機器の搬入、各種医療系システムの稼働、入院患者の新病棟への移送など、計画的に進
める必要があることから、本年度内の着手を計画するため、12月定例会に備品購入と移転
作業に係る補正予算を上程することで進めております。

はじめに、1の備品購入費及び移転作業費について説明いたします。

各種備品の購入につきましては、令和4年度の基本設計の際に、備品の配置計画を作成し
ており、これをもとに医局や看護部、各部署とのヒアリングと精査を重ね、事業額を積算し
てございます。

事務用備品購入は、机、イス、保管棚等のほか電化製品を含め6,314万7千円、医療用備
品購入は、看護部、薬局や検査室、リハビリ部門等で使用する各種診療及び衛生備品購入で
3,394万3千円、医療機器購入につきましては、CT撮影装置や一般X線撮影装置などレント
ゲン室のX線撮影装置の更新整備などで8,543万9千円、移転作業費は、新病院への備品等
の搬入、患者の移送、医療機器の移設、医療系システムの移設等で1,644万1千円、事業費
合計で1億9,897万円であります。

事業費の財源につきましては、補助金は国保調整交付金で国庫補助と道費補助併せて176
万円、起債は病院事業債と過疎債の借り入れで8,990万円、一般財源負担で1億731万円
を計画しております。

なお、補助金や起債額など、財源内訳につきましては、現在も財務課と協議を継続してい
ることから、内訳額の変更を予定しているところです。

次に2の補正予算継続費について説明いたします。

建替事業の備品購入費および移転作業費を定め、係る経費を予算措置するため、12月定
例会に補正予算を上程することで準備を進めております。

事業期間が、令和6年度の発注から、新病院開院の令和7年6月までの2か年度に渡ることから、令和6年度予算に継続費を新たに定め、継続年度毎の支出予定額を年割額で定めるものです。

表上段、収益的収支、1款病院事業費用、2項国保病院医業費用は、継続費総額4,314万4千円とし、各年度の年割額につきましては、令和6年度は予算執行を予定しないこととし、令和7年度に進捗率100%の4,314万4千円を予定するものです。

表の下段、資本的収支、1款資本的支出、2項建設改良費は、継続費総額1億5,585万6千円とし、各年度の年割額につきましては、令和6年度の予算執行を予定しないこととし、令和7年度に進捗率100%の1億5,585万6千円を予定するものであります。

以上で、国保病院建替事業 医療機器等購入及び移転作業についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問意見はありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 起債の関係ですけれども、これそれぞれ備品購入費、医療機器なんですけれども、これ起債の上限があるのかい。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 起債に上限はございません。下限額は起債の種類によって設けられていますが上限はございませんが、ただ、起債額の対象となる機器に制限はございます。当院が使用する起債、病院事業債については、病院を運営する上で必要な備品の購入ということになりますので、あくまでも事務用備品は起債対象外とらえておまして、病院で使用する、病院の運営に必要な備品の範囲で起債の借り入れ対象としております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） まずですね、読み方というか補正予算の継続費についてのこの読み方を教えてほしいんですけれども、この事業名が国保病院建替事業と、国保病院建替事業の上下で分かれているのの上の1番の移転作業の費用がこちらに含まれていますね、それをちょっと内訳をこれで教えてもらったら助かります。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 説明が申し訳ございません。この継続費二項目に分けて予算措置を考えておりますが上の段、病院事業費用のほうについては、収益的支出で賄われる備品等の計上でございます。

主なものは消耗備品、医療用消耗備品、消耗品という予算科目で予算措置するために、上の1款病院事業費用、2項偉業費用で予算措置するものです。それに対して下段の資本的支

出、こちらのほうは病院の資産として用意する備品で、主には医療機器、また医療用の備品は4条の資本的収支の予算に組み込み、ここに組み込まれている資産は減価償却、耐用年数に伴う減価償却の対象となる備品、そういったことで予算の項目を分けて予算措置しています。

上段の病院事業費用の総額 4,311 万 4 千円、下段の資本的支出の 1 億 5,585 万 6 千円、合計で 1 億 9,897 万円ですが、委員がおっしゃっていた引越し費用が上段の病院事業費用に含まれます。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 大変よくわかりました。

もう一つ質問なんですけれども、これから先、熊石国保病院はリハビリに力を入れていくって目標もある中、備品の中にリハビリ用品とかが含まれてなかったんですが、それはどういうふうになっていますか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員がおっしゃるとおり、リハビリは一つの目玉って取り扱いで常任委員会でご報告させていただいておりますが、リハビリに係る医療備品は資本的支出の下段のほうに予算措置してございます。具体的にいうと昇降用の階段や快適なキッチンや平行棒やリハビリに必要な医療用備品についてはしっかりと計上してございますので、開院と同時に提供できるという計画で進んでおります。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） ある程度、備品関係もそうなんだけれども、DXの導入というか、あるいは建物は新しくなって、それから備品とかも新しくなったんだけれども、やっぱりサービスの向上につながるようなしていかないと。それで結局新しい、古い建物のときは設備の関係も改修しないとないからできないって部分も出てくるので、建て替えのときにそういった新たなシステムを導入しながら、サービス向上とかあるいは業務省力化やるって視点が必要なんですけれども、今回そういうのがなかなか見えてこないんだけれども、どういう部分でサービス向上や業務省力化のためにDXやシステム改修をしてるんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） DXの推進は国が勿論推進していますから病院としてもしっかりと取り組みしていかないとならないって項目になってございます。

まず一つは電子カルテの導入ですが、当初の計画では新病院建設後の令和8年度に整備を計画していましたが、この国の医療DXの推進、そういったものにしっかりと従っていかうってことで、令和6年度4月から稼働してございます。ですので、電子カルテの稼働はすでに始まっておりまして、電子カルテのサーバーごと引越して新病院に移設する考えでございます。電子カルテに接続する各種医療系のシステム、たとえば薬局の薬情のシステ

ム、検査機器の整備検査のシステム、そういったほかの医療系のシステムについてもすでに導入してございますので、しっかりと電子カルテ稼働した中で接続もしっかりとして医療の質の向上を図っています。

もう一つ、デジタル社会に適応するってところと、もう一つ患者サービスの質の向上も考えまして、院内のWi-Fiの提供というのを考えて電気設備のほうに予算を計上してございます。ですので、フリーWi-Fiってかたちにはなりますが、一定のルールをもとに患者様に使用していただくと。主には病院職員の研鑽、研修、様々な情報を調べたりするとかを考えて職員が使えるWi-Fi、患者様が使えるWi-Fiをしっかりと整備して新病院で運用していくって活用を考えてございます。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） もう一つ、医師の確保もそうなんだけれども、やっぱり遠隔で診療できるようなシステムの導入というか、そういう対応できるかたちっていうか、とりわけ同じ町に二つの病院があるわけだから、そのところの遠隔での連携というのを視野にいかないとメリットが出てこないと思うんですね。

それで、実際に今の八雲総合病院からの診療科目の医師派遣というのは限定的なわけだから、そういった部分も含めて、対応できるような関係構築をやったりしていかないと、大変、総合病院もそうだしあるいは国保病院も、これからの財政的な感じも含めて厳しい状況は、目でわかるような、内部留保が枯渇するっていうのは財政支出でも出てきているから、やっぱりそういう中で二つの病院を持つメリットというのを出していかないと、なかなかその辺の財政支出の理解を得られないというか、そういうふうにしていくべきだと思うんですね。

やっぱりそういった部分、国保病院としてどう考えているのか、あるいは総合病院との協議の中では始まっているのか、その辺。医療連携というか遠隔、診療というか、そういうシステムの部分も含めてどうなっているのか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 医療系のシステムの連携につきましては、八雲総合病院ですでに導入している電子カルテ、また会計システム、そういったものは同じメーカー、同じ型式のものを熊石国保病院もすでに導入しておりまして、患者様の診療の情報ですとかはなるべく共有できるような、お互いに同じシステムも導入することで計画しております。

あとオンライン診療に関しては、まだ少し国保病院としてもハードルが高くて、患者様が自宅、または遠隔でスマホやタブレットをもとに医師の診療をリアルタイムで受けるって、そういったオンライン診療については病院としても昨年度から研究してございます。

なかなかシステムの導入費用や、タブレットもしくはスマホの操作がなかなか疎い高齢者の方が多いって状況もあって、病院と患者様の双方の環境をしっかりと改善しないとないってところも含めて、もう少し研究が必要かなととらえております。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 国保病院に来てもらって、総合病院のお医者さんに診療してもらうような、そういったやり方もある。そういう部分の関係性っていかさ、そういうことをしていかないと、さっきの病院ということもメリットがなかなか見いだせないというか、そうすることによって、二つの病院がある、あるいはそういう財政負担もあってしかるべきだねっというふうに理解してもらえただけけれども、そういう今は直接先生がいかないと診療報酬が入らない状況なんだけれども、そういったメリッ的な部分の協議はまだしてない。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） そういった分業の仕方については具体的には協議はしておりません。現在も八雲総合病院から毎週火曜日外科の先生が外来の応援に来ていただいて、当院で外科の患者を診つつオペが必要な患者様については八雲総合病院でフォローするといった運用をしております。

専門家の診療を熊石国保病院でというのは、今後協議が必要ですし、かつオンラインでの遠隔で専門的な医療を受けることができるシステムについても今後研究していかないとならないと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 移転に伴っての話ですが、基本構想のときにも聞いて無理だって言われたんだけど、この場所に移って、交通のことなんです。函館バスさんの路線になってると思うんですけども、より幅広い地域の方々の利用を考えた場合は、やっぱり函館バスさんがここに乗り入れてくれたほうが、八雲総合病院のようにちょっと入ってもらって、乗り降りできるかたちがベストかなと思うんですけども、それに関しての交渉はどうなってるんでしょうか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 委員がおっしゃるとおり、交渉の際に、函館バスの乗り入れ、新病院の敷地内の利用について函館バスと交渉した際に、今の路線から新たに距離が延びるのはなかなか難しいという回答をいただいて、そこから進んでございません。

ただ、今後デマンドバスの停留所の確保、また函館バスの停留所の確保ってところについては、今後動く予定でございます。再度、函館バスのほうに申し入れしまして、現状と今後の方針について協議させていただきたいと考えておりますので、今後協議していきたいと考えております。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 三澤議員。

○委員外議員（三澤公雄君） 国保病院さんの議論に参加するのは久しぶりなので、すでに皆さんとお話が終わってることかもしれませんが、旧国保病院となった場合の使われなかった移動させなかった備品だとか医療機器はどういうふうな処分を考えていますか。

- 国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務長。
- 熊石国保病院事務長（福原光一君） 医療機器につきましては、基本的に処分をする方向で考えてございます。新たな医療機器を更新するものは同等のものは処分すると。
- ただ、事務備品については基本的には処分を保留してございます。予算計上もしてございません。今後のリサイクルがもし可能であれば、そういった方向で考えていますが、まず基本的には施設に置いてはいけない医療機器の処分を優先的に処分することで今考えてございます。
- 委員外議員（三澤公雄君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 三澤議員。
- 委員外議員（三澤公雄君） 捨てるって意味ですか、それとも有効活用で売れるものは売らるってことですか。
- 国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務長。
- 熊石国保病院事務長（福原光一君） 残すものの大半はレントゲン室にあるX線の装置が大きなものですので、基本的にはリサイクルではなく処分、廃棄になるかたちを今考えています。
- 委員外議員（三澤公雄君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 三澤議員。
- 委員外議員（三澤公雄君） 今、全国的に病院が閉鎖されるのは多いので、その給食の汁椀も含めてかなりのものが買い取る専門業者とかがあるんですね、そういったものに一回かけて少なくとも有効利用できるものにならないのかなと思って質問させていただきました。
- 国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務長。
- 熊石国保病院事務長（福原光一君） そういった買取業者の提案も実は何社かいただいておりますので、ただまず予算化ができていないところと、私のほうで処分する備品の細かなリスクがまだ完成していませんので、そういった作業を進めたのちに、もし買取できるものがあるならそういった処理の方法もしっかりと考えていきたいと考えております。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 議長（千葉 隆君） もう一つ。
- 委員長（赤井睦美君） 議長。
- 議長（千葉 隆君） いろんな業務が当初予測するよりも業務量が多くなると思うんですね、病院の移転作業で。だからたとえば人事異動をかけるというのも大変だろうと思うんだけど、やっぱり期間限定で応援部隊ってわけではないけれども、職員の配置の相互協力みたいな、そういう部分はもらえる状況にあるんですか。大変だと思うから。
- 国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 今のところ計画してございません。移転作業はですね、議長がおっしゃるとおり、とても大きな作業量が発生しますので、移転作業は今回予算措置させていただきますが、移転でおおよそ6日間のスケジュールで見積りをいただいております。準備に前後に1日、本作業、本移転で4日というスケジュールなんですけれども、そこにはある程度計画的に物品の搬入、患者の輸送も含めた作業計画を業者のほうでしっかりと立てるといった条件の下で参考見積いただいておりますので、我々病院職員は現場で多少の指示はするにしても、そういった全体的な総合的な移転の作業、スケジュールの作成については全て業者のほうに委託するかたちで今考えておりますので、確かに職員の増員というのは大変望ましいところではあるんですが、もちろん僕では何もお答えできないんですが、現在のところは移転作業をそういったものを総合的なものも含めて業者に委託するとなっております。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） なんとというか、患者の実質的な輸送だとか物品の引っ越し作業のそっちのほう言ってるんじゃないなくて、事務的な部分も含めて、業者がやるにしてもある程度職員が指示したり対応したりするんだけど、そのときにやっぱり職員の、今の現有で足りるのかなって部分があって、一週間なら一週間、応援できるような体制というのは、職員の委託するにしても病院の事務関係で何人だとか、病院のスタッフの関係で応援もらえるだとか、そういう部分で必要なんじゃないのかなと思うんだけど。疑問だけ呈して終わります。

○委員長（赤井睦美君） 答弁はいいですか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ次の外国人材の活用についてご報告よろしく願いいたします。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 外国人材の活用について説明いたします。資料2をお願いいたします。

本件の国保病院看護補助員につきましては、現在7名、女性4名、男性3名が在籍しております。平均年齢は40.0歳と比較的若い年齢層といえますが、継続的に募集をしても、直近の1名採用から4年7か月経過しており、この間の応募や問い合わせがなく、人員の確保に苦慮している状況であることから、外国人材の活用を進めることで、看護補助員の確保を図りたいと考えております。

1の外国人材の紹介事業者の選定でございますが、介護の教育と実習を受けた外国人を確保するまでの様々な手続きを当院で対応することは非常に困難であり、多くの取引実績を有する、より信頼性の高い民間事業者を選定することが重要であることから、株式会社オノデラユーザーランを選定して外国人材の確保に取り組みます。

当該事業者は、アジア4か国、全5つ拠点にて自社運営の海外無償教育施設を展開しております。人材の教育、人材紹介、ビザ申請支援、受け入れ準備支援、入職後の定着のため

の支援など、特定技能外国人に特化したサービスを、全て当該事業者で対応しており、優秀な外国人材の紹介と就業後の継続支援などの多くの実績は高く評価できるものであります。

2の外国人材の選定についてですが、紹介事業者からは、ミャンマー、フィリピン、インドネシアの学生の推薦を受けましたが、特にミャンマー人の国民性が勤勉、素直、歴史的な背景から親日家が多く、仏教文化が根付いていることから、目上の人を敬うなどの特徴があり、当院看護補助員として向いていると判断し、ミャンマー人2名の採用を計画しております。2名とも年齢は20歳代の女性であり、現地とのウェブ面接を実施したのち、採用手続きを進めることとなります。

3の就業開始時期および居住場所についてですが、オノデラユーザーランとの契約締結後、面接試験から2名の内定により、出入国の手続きを開始して、令和7年6月頃の入職を計画しております。

居住場所については、熊石雲石町で現病院の徒歩圏内にある医師住宅とします。5LDKの間取りで、2名の居住であってもプライバシーが確保され、基本的な生活家電、暖房・給湯設備が整っており、到着直後から生活ができる環境を確保します。

4の外国人材の受入体制についてですが、居住場所から新病院までの通勤退勤時の送迎と、月に数度の買い物など商業施設への送迎を業務内容に加える公務補作業員を新たに確保して、病院と地域に定着できるよう生活支援を図りたいと考えております。

5の所要経費についてですが、就業開始時期が令和7年6月頃を予定していることから、令和7年度当初予算に①の初期費用と②の継続費用を2名分の経費として計上いたします。

このほか、入国から熊石地域までの旅費や就労後の面談に要する支援員の旅費など、実費相当分を加えて予算を措置することで準備して参ります。

以上、国保病院における外国人材の活用についての説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、質問やご意見はありませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） この初期費用二人で154万。高いんじゃないのこれ。だいたい一人30万か40万くらいじゃないの。今うちにきてるけれどもさ。初期費用はむこうである程度日本語の勉強だとかさ。医療の研修やってくるでしょ。どの程度やるの、研修って。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） ミャンマーに関しては、現地に2つの学校を設けていまして、一定程度の時間をカリキュラムに組み込んで日本語の教育また介護の教育をしています。そういった現地の教育の費用、また人材の紹介料、またビザの申請手続きのサポート等がこの初期費用に含まれています。ですので、合計2名ですので初期費用は業者側の提示ですが、現在の初回登録料、また支援費用として合計176万の初期費用ってことで予算措置を考えています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） これ、国保病院として登録契約するわけですか。これ八雲町として契約できないの。そしたらいろんなところの、たとえば総合病院でもほしいとなったらいいんじゃないかなと思ったけれども、その辺のニュアンスはどうなんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 外国人の就労先は、もちろん労働局にしっかりと申請しないとごさいませんので、あくまでも熊石国保病院の就労場所として確保するってことで進めておりますので、ほかに転職って、もちろん選択肢も外国人はごさいますが、基本的には熊石国保病院を就労場所として招聘するってかたちになるので、よろしくお願いたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 熊石にとって初めての外国人材なのかなって思います。4番の受け入れ態勢ですが、費用もさることながら実はこれからはここが一番重要で、国保病院で専門の公務帆を用意するってことですが、これ熊石地域全体でしっかりと外国人をサポートする体制を最低限整えないと、このあとに続く外国人材に対しての体制そのものを構築するつもりでやっていかないと、あとが続いていかないと僕は思うんです。

まず外国人材登録したら来るってものではなくてきますので、外国人材、もしくはこういうこれ有名な会社ですよ、医療人材に関しては。そちらが町を選定する時代に入ってきていますので、呼んだからくるって問題ではないから、いかにして町側がサポート体制を整えるか、やっぱりこれは非常に重要な問題で、八雲側は外国人材がいっぱいいるので、それぞれで単独のコミュニティ作れたりするんですが、今回熊石地域は2人だけでスタートするってことなので、まずはしっかりと病院また熊石地域を含めてそういう体制を整えることが大切かなと思います。

これ、地域サービス課とかにも相談しながらこれから福祉人材も介護人材も外国人に頼らざるを得ない熊石地域は特に状況になっていくと思うので、ぜひこれ、国保病院のみならず熊石地域全体で考える事案にさせていただきたいですし、来る外国人材に対して地域全体でサポートする体制はどうか整えていただきたいと思います。どうでしょう。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） おっしゃるとおりでして、受け入れの体制、病院だけではなく、熊石地域全体でっていうのは大変重要なところだと考えています。まず病院については昨日、または本日午後からも病院で説明会、また今後のミャンマーの国についての勉強会を早々に開こうってことで準備を進める協議を今しているところでございます。出勤、退勤また買い物サポートは当然の受け入れ態勢に最低限必要な項目ですが、そのほかの生活の支援ってところで何ができるのか、具体的にどういうことができるのかはしっかりと院内で考えていきたいと思っております。

ただ、今年の4月から八雲総合病院で同じくミャンマーの方二人が勤務されています。その事例、またサポートの内容についても情報をいただいております。十分そこは参考にしながらサポート体制を整えていきたいと思っております。

また、熊石地域で生活するうえで病院だけではなく地域全体で生活の支援を、またサポートが必要になってくるというふうな、十分想定されますので、まずは町内会のほうの説明やまた委員がおっしゃった住民サービス課、こちらのほうにも話をしてございまして、何ができるのか、移住定住の事業としてこれを取り込めないかってところの協議をしていますので、病院だけではなく地域また熊石総合支所も絡めてしっかりと受け入れ態勢を構築していきたいと思っております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） この予算のことなんだけれども、登録支援経費ってあるでしょ、22万の。これは斡旋業者に払うやつ。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 記載のオノデラユーザーランに支払う額として計上しております。初期費用なので①の部分は一度きりといいますか、一度支払って終了です。

②について継続費用は年額66万円ってところで計上を考えています。

○委員（黒島竹満君） これ66万が毎月払う。年額か。これ2人分なんだ。わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） この2名の方っていうか、まだ決まって4名の候補者の中から選定して決めています、医療に特化した人材のところなんだっていうのがわかったんですが、その、何の目的というか役職っていうか作業っていうのが人が足りないからって活用の仕方っていうか、何か資格をもってあちらで勉強して経験している方が来るわけではないんですよ。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 資格を有している学生ではないという情報はございます。ですので、まず当院で看護補助員として勤務後に国家資格というところを最終的に目指すって学生さんもいらっしゃると思います。そうすると、特定外国人の滞在期間となる上限5年なんです、国家資格を資格するとそれ以上日本に滞在することができるってことで、それを目指す学生さんも多いということですが、現在、なかなか5年以上滞在するって外国人の方は少ないので、そういった意向があるなら病院としてもしっかりとサポートしていきたいと思っております。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 来ました、一緒に働くことになります、その会社さんとの病院との連携ってというのはずっと続くんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） ②の継続企業の生活支援、学習支援ってところ、ここにこのオノデラユーザーランの支援員が都度外国人に対して支援を行うための費用でございまして、支援員の旅費、もしくは宿泊が伴う場合は宿泊費がここに含まれて会社としても常にミャンマーの方がいらっしゃるので、ミャンマー語を話せる支援員を入れて支援を行うってことでこの66万円になります。

○委員長（赤井睦美君） よろしいですか。

ほかになければこれで。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） ごめんなさい、熊石の国保って、これ医師住宅って家賃かかるんですでしたっけ。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 家賃設定をしております。ですので今回5LDKの医師住宅は月9千円の家賃設定しておりますので、これについても二人で支援をするってかたちですので、一人4,500円という提示をしています。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） あと、関口君が言うように、やっぱり人材は大事だしそれに対するフォローも大事なのも理解する一方で、やっぱり病院の経営に関して負担が多くなるんだろうなって気持ちもあって、それで、この給料のほかに年額66万ってものがかかってくるんでしょ。だからそのほかに、公務補をこの2人のために雇ってことであれば、公務補さんに対する給与も負担ってことだよな。

それで考えたら、日本人がいないから外国人になってしまったんだろうけれども、日本の人たちっていうか、ここまで負担が増えてしまうのであれば、ほかの方法ってないもんなんだろうかって、すごく気がしちゃうんだよね。苦肉の策でこうなったんだろうけれどもさ。どうなんだろうって、すごく疑問に思うんだけど。どうですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 外国人2名を招聘するためにこのように多額の費用を、初期費用がかかり、毎年継続費用として2名分として66万円払う、そのほかにサポートとして新たな人材を確保するってことでその人件費もかかるということでイニシャルコストは高くなると考えています。

冒頭でも説明しましたとおり、どうしても募集してもなかなか確保ができない職種、この職種の重要性を理解したときに、ここまでの投資を必要とするかどうかの判断が出てきま

すが、医師、看護師をサポートするヘルパーさんの存在は当院としても今後将来的に確保しないとならないという観点をもとに、経費をかけてでも、まずは外国人を招聘しようって判断したところですので、ご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） ちなみにこれ、外国人材を入れることによって、公務補さんの手当も全部合わせて年間どれくらい純増になるんですか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） この特定機能外国人お一人の年収をおおよそ 300 万円と想定しています。ですので、2名雇用で年間 600 万、そこに公務補として 250 万円、ですので 850 万円から 900 万円ってところで、特定外国人の招聘確保を考えてございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員外議員（三澤公雄君） 確認。

○委員長（赤井睦美君） 三澤議員。

○委員外議員（三澤公雄君） 今の質疑を聞いていまして、生活支援学習支援の年額 66 万円ですが、熊石地域もしくは八雲町で生活支援や学習支援がしっかりとできるって体制ができて、契約上年額ずっと必要なのか、必要がなくなったら切れるものなんでしょうか。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） これは事業所の任意のものなので、事業所に必要がないという考えであれば特に必要ございません。ただ、今回外国人ですので、なかなか言葉が通じない、生活習慣も文化も違うというところで、ある程度スタート時には専属の支援員のサポートが必要という意味でこの継続費用 66 万円を計上しているところでございます。毎年かかる、必ずかかるものではないです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 支援員っていうのは、病院にずっと付きっきりなの。

○国保病院事務長（福原光一君） 委員長、国保病院事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○熊石国保病院事務長（福原光一君） 支援員は病院の中にいるわけではなく、直近では札幌のほうにミャンマーからお越しになって、事業者に登録している支援員がいると。必要な度に、定期的な面談ももちろん予定していて、そういったサポートも含めて費用を計上しています。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 福祉関係で友達いるから。札幌だとか小樽だとか函館でもすでに大きい社会福祉法人で入れているのけれども、実際に送迎の部分だとか、買い物サポートって言うけれども、実際に今、たとえばだんだん競争化してそしていい人材を定着させるといったら、函館の事業者の中だったら月に1回このほかにお食事会をやったり、半年にいったんどこかに旅行に連れて行ったり、そういうサポートまでしてるんだよね。

それで、そういうふうにしていかないと、だんだん来てくる。最初のころはそうじゃないけれども、今そこまでやってる。だからこれ以上に経費が掛かると思う。だんだん。年数が経っていったら。だからそこで外国人の労働者を入れないとない現状もあるから、それもやりつつ、そしたらここでいったら昔でいう補助看だから、病院でいったら介護福祉士入れたり、ヘルパー、初任者研修受けた人の部分を看護補助で入れるわけでしょ。

そういう職種の人たちに、最初から期間限定で400万円くれます、500万円くれますってやる部分も、一方でやりだしてきてる。要は、今2人で1千万円かかるといったら500万いるから、日本人で400万円くらいに落として年収契約するって募集もかけてる。そうすると来たら100万円浮きますって。

そういう戦略も、一方で持ちつつやらないと、やっぱり外国人に特化してやっていくと、それはそれで効果もあるけれども、やはり元々の求人の部分も、そうやって今まで250万しか出さないから来ないのであって、400万とか500万出せば、ただその、就業規則があるからできないって言うんだけど、そこを年契約の嘱託職員とかそういうような感じの形態を作ることによって、できるんだよね。

だからそういう部分に、我々の商売はそういうふうにしてやる。だからやっぱりいろいろと外国人のサポートしながらやる部分でいうと、そのほかの部分での労力、経費が労力も大変なんだよね。その辺も含めて合わせて進めるような戦略を持ったほうがいいのかなって。

これはこれでやり切るのはいいんだけど、実は大変だっていうか、経費のほう。そういうような状況なので、検討も含めて考えてほしいなと思います。答弁はいいです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければこれで終わります。ありがとうございました。

【熊石国保病院職員退室】

【八雲総合病院職員入室】

○委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。

それでは総合病院より医療賠償案件についてよろしく願いいたします。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。

○委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（長谷川信義君） 医療賠償案件について説明いたします。

はじめに、現在、札幌高等裁判所で係争であります、医療訴訟の現状につきまして報告いたします。

本医療訴訟は、平成 29 年 10 月 27 日付けで八雲町に対して損害賠償を求める届出が函館地方裁判所に届出された案件で、平成 26 年 1 月に、町外に在住の当時 53 歳の女性が、脳静脈洞血栓症を発症し、その後、半身不随、失語症となったものであります。

裁判の経過であります。去る 5 月 8 日に函館地方裁判所において一審判決が言い渡されましたが、発症と治療の因果関係を認める内容や、約 2 億円の賠償金を支払うこととする内容など、当院といたしましては到底受け入れられるものではなく、判決内容を不服とし、控訴したところであります。

控訴審でのこれまでの経過ですが、9 月 10 日に第 1 回口頭弁論が行われ、その後、10 月 30 日に第 2 回の口頭弁論が開催されております。

これまでも様々な証拠書類、医学意見書を提出しておりますが、控訴審では、新たに脳神経外科領域における権威の先生にご協力をいただき、一審判決を否定する内容での医学意見書を作成いただき裁判に臨んでおります。

控訴審の判決は年明けの 1 月 21 日に言い渡される予定となっております。

係争中でありますので、詳細を申し上げることは差し控えますが、弁護団の見解に一任し、判決を待ち、その後の方針・対策も含め、改めてその結果を報告させていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

次に、医療賠償には至っておりませんが、今後、発展することが想定される案件、2 件について説明いたします。

1 件目は、町外在住、当時 75 歳の女性が、令和 4 年 7 月 21 日、当院にて白内障手術を行なった際、手術で使用する染色液を担当看護師が誤って、使用してはいけない禁忌薬を使用してしまった案件であります。

この禁忌薬は、同日、別の眼科手術で使用するものを手術の過程で誤って取り違えたもので、使用誤りが発覚した直後に、丁寧に患部を洗浄するなどの措置をとりましたが、当該染色液が、浸透しており、視力低下や失明といった深刻な後遺症が発生する可能性が否定できない状況となりました。

最悪の事態で、角膜移植の必要があることから、治療可能な札幌市内の医療機関へ紹介し、この間、継続的に治療を行ってきたものであります。

状況としましては、角膜移植手術及び眼圧を下げる目的の緑内障手術を複数回行い、現在も継続的に通院しているところでありますが、視力の回復は非常に難しいとの情報もあり、まずは、治療を最優先していただくことをお伝えしております。

次に 2 件目ですが、町内在住、当時 1 歳の乳幼児が、令和 4 年 10 月 28 日、喘息様気管支炎により小児科入院となり、その際、持続点滴中の血管から薬剤が漏れ出し、腫脹、水泡形成され、その際、形成された瘢痕に対し、将来的に皮膚移植の可能性が否定できない案件であります。

将来的な皮膚移植の必要性は、現段階では定かではありませんが、定期的な治療継続、経過観察の中で判断されるものであり、長期化するものと考えています。

1 件目、2 件目ともに、当院側に原因があることは紛れもない事実であり、院内医療安全管理室の介入のもと、各医療現場で早急に防止策を講じ、再発防止に努めております。

今後、被害者の方とは、どのようなかたちになるかはわかりませんが、示談を進めることになると考えておりますが、詳細が明らかになりましたら、ご報告させていただきたく存じます。

以上で、医療賠償案件についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 初めて知りましたが、すごい話だなと思って。

この75歳女性の薬の取り違えって、こんなことあるんだね。それがそういうことがないよんっていうふうなマニュアルって決まってるんじゃ。原因はなんで間違えてしまったの。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） まずは今、大久保委員からの発言がございましたとおり、当院としてはあつてはならないことだと思っております。原因究明した中では、眼科のオペが1日複数回行われています。その中で白内障の手術、そのあとに翼状片って手術が予定されていまして。そのときには、準備をするテーブル用の台のものにそれぞれに手術部位を染色する染色液を置いていました。それを看護師が取り違えて医師に渡してしまったということで、医師は薬剤を受け取るたびに、これくださいといいます。そのときに通常はスタッフが渡して、医師はそれを信頼した元に染色液をオペ中に施行しますから、その時点でなかなか確認が結果的には行き届かなかったのかなと考えております。

現在、早急に対策を立てたところでは、術式ごとに別管理、これ当然ですが、していきましよう。どんどん患者様が来ますから、今までは同じ手術台の中に収めていましたが、結果としてそういう取違いが、一つのテーブルの領域の中で発生したということで、明確に分離しましようってことと、薬剤が間違えなくその当該オペで使用されるものかは、スタッフでダブルチェックしましようって対策を立てていて、現在のところ、当然ですが細心の注意を払って同様の医療事故は起きていない状況です。

当然、当院の責任の範囲としては、患者様については、手術を受けるためにご自身の意思で何かをしたわけではなくて、当院の100パーセント管理下にあると思えますから、当院としては100パーセント有責だと考えていて、現在、当該患者様の外来の治療の経過や今後予定される症状の固定の経過、これを見ながら誠実に賠償の交渉を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） わからないんですが、ここまで人為的なミスによって賠償が生じるかもしれないといった場合に、職員や当事者の処分ってあるんですか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） それにつきましては、まず一職員の行為については、組織の管理下で行われたということですので、ただちに個人の責任をもって何か処分することは今のところは考えてございません。

ただ、教育的には相当研修を受けさせたり、振り返りの反省をさせたり、それは当然やっております。場合によっては最終的な賠償の確定を見て、改めてそれが職員個人の処分に至るかは判断する余地はあると考えております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 2番目のこれからの部分の2番目のやつについて専門用語が多くてわからなかったんですが、これってたとえば点滴なりをした看護師さんというか、そういう人の技術的な人為ミスってことの捉えでいいんですか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 小児の点滴のケースの場合は、こういった事故ってというのは、国の医療事故調査関係の機関も複数指摘されています。必ずしもたとえば点滴を刺したスタッフの力量によってそれが起きる起きないって確定的なものではございません。

今回一番反省している点については、まずは就寝中に点滴の針と実際の血管との関係がどうだったのかってところの観察が足りなかったなって理解できます。

一つの理由としては、深夜お子さんが病状が悪い中で落ち着いて睡眠している中で、わざわざ患部を開け広げて起こしてしまうってことについて、配慮したということもスタッフから言われております。

ただ、一方で血管が、当然ですが大人と比べて乳児の場合は細いですから、そういった漏れ出すことのリスク管理をどうするかといったときには、そういう配慮よりも起きてしまう結果のほうが重大ですから、それについてはきちんと点検を回数を増やすようにしましょうということですか、あと表面からわかりやすいテープに規格を見直すといったこともしています。

ソフトウェアの対策としては点検をきちんと回数を増やしていくと、ハードウェアの対策としては観察がしやすいようなテープといいますか、そういうことに切り替えていくですとか、貼り付けの方法を今一度工夫していくってことでハードウェア、ソフトウェアでの対策を講じてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） この、一歳児のことなので、固定とかしたりすると見づらいのかなって思ったから言おうと思ったんですが、大久保委員の指摘の答弁で窓が見えるような見やすいようにしたらまた回避できるのかなと思ったので、それお願いします。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） 今説明聞いたんだけど、翼状片に使う薬を間違えて使ったって話だったと思うんだけど、翼状片と緑内障は一緒には手術できないはず。だからどっちか先に、どっちかといったら翼状片を先に手術して、それから緑内障を手術するって流れたと思うんだよな。その薬を取り間違えるっていうのはちょっと考えられないんじゃない。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） それぞれの薬剤を適用させる患者様については、別々の患者様でした。

○委員（黒島竹満君） 別の患者のやつを使ったの。

○総合病院事務長（竹内伸大君） たとえば、白内障手術と翼状片手術を一度にお一人の患者様に提供するのではなくて、たとえば一例目の患者様は白内障、二例目は翼状片、別な患者様の薬剤を取り間違えたということです。

○委員（黒島竹満君） ということは、医者ミス。いや、あくまでも看護師のミスなの。渡した看護師。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） まずは、発端となったのは誤った薬剤を渡したのが一つです。それと、その薬剤が適切にそのものかどうかを、これは結果論ですが、医師側も確認をしていたらより安全な体制だったのかなって思いますが、今のところどちらの責任割合が高いといった議論ではなくて、先に大久保委員からもご指摘のありました、当院の組織の管理下で起きていますので、各個人の責任ってところは今のところは明確に整理できていません。

ただ、手術をやる中で組織的な問題があるってことは我々も十分に反省しておりますので、対策を立てて安全なオペ施行を追求していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） 眼科の医療提供体制スタッフの普段の数と手術、白内障、緑内障いろいろあるでしょうけれども、その手術が年間、八雲総合病院の眼科でどれくらい行われているのか、わかる範囲で教えていただけますか。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。

○委員長（赤井睦美君） 事務長。

○総合病院事務長（竹内伸大君） 当時も手術頻度といたしましては、火曜日と木曜日に手術を行っています。おおむねの手術の件数ですが、週に5件から7件程度というふうには記憶してございます。手術のサイクルでございまして、特に極端に医師や看護師に負担がかかるような件数ではなかったというふうには承知してございますし、たとえばその事故が起きた際に当然必要とされる人員の数が足りなかったというようなことが言えないというふうに結論付けてございます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） ちょっと確認なんですけど、手術の日って複数、今回は眼科ですがいろんな手術があると思うんですね、手術室にいるスタッフは手術専用のスタッフってことでいいんですね。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） 委員長、事務長。
- 委員長（赤井睦美君） 事務長。
- 総合病院事務長（竹内伸大君） 基本的に手術のオペ室で働く看護師については、手術専門の看護師でございます。ただ手術が当日行われていない日や、たとえば午前中だけオペで午後は身体が開いているってこともあるので、そういう場合は勤務に出ますけども、第一の業務としては手術に従事する職員としております。
- 委員（佐藤智子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤智子君） あとの2件のほうは本当に被害に遭われたとか、患者さん側に誠意をもってあたってもらえたらと思います。一件目の医学意見書って聞こえたんですが、よくわからないんですけれども、もう一度説明してもらえますか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 医学意見書ですけれども、裁判所に裁判になっていきますが、裁判に対して医学的な見地のもとに今回は脳神経外科領域の先生に今回は因果関係がないって当院側の主張でございます医学意見書を書いていただいたということでございます。以上でございます。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（斎藤 實君） 一つだけ。
- 委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。
- 委員（斎藤 實君） 確認させてください。医療保険とかっていうのはこういう病院の関係ではあるんですか。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 委員長、総合病院庶務課長。
- 委員長（赤井睦美君） 総合病院庶務課長。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） 保険ですが、当然ながら当院も加入してございますが、上限がございます。現在1億円でございます。
- 委員（斎藤 實君） 一件1億。
- 総合病院庶務課長（長谷川信義君） そうです。ですので今現在一審判決では当然超えていて約2億円近い賠償命令になっていきますので、そうすると裁判費用も含めて1億円って上限があるので、持ち出さなければならぬということになります。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- なければこれで終わります。お疲れさまでした。

【八雲総合職員退室】

【保健福祉課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） それでは一か月児健診事業の実施についてよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長（石黒陽子君） 委員長、保険福祉課長。

○委員長（赤井睦美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石黒陽子君） この度、保健福祉課長のほうに、11月18日付にて異動となりましたご挨拶含めまして、その後に新規事業についてご説明させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

（～人事異動あいさつ～）

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） おはようございます。

それでは1か月児健康診査事業の実施についてご説明いたします。

まず目的ですが、1か月健康診査については、母子保健法により実施が義務付けられているものではなく、現在は医療機関で自由診療の扱いで実施されておりますが、子ども家庭庁において、切れ目のない健診の実施を目的として、1か月児及び5歳児健康診査支援事業を市町村に対して開始したため、八雲町においても1か月児健診にかかる費用を公費負担とすることで、受診者の負担を減らし、子育てへの支援を図るために実施したいと考えております。

次に実施内容についてですが、生後1か月児に対して、医療機関に委託し、個別健診に係る費用について助成します。健診内容ですが、身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、相談などが行われます。

3の八雲町における乳幼児健康診査ですが、現在は（2）の3か月健診から（8）5歳児健診を実施しております。令和7年度から1か月児健康診査事業を実施することにより、町としても乳幼児の切れ目のない健診体制が確保できるものと考えております。

1か月健診事業については、以上ですが、その他母子保健事業の中に追加で取り組む新規事業がありますので併せてご説明いたします。

4の（1）母子保健オンライン相談事業ですが、これまでは保護者の相談手段は電話や来所が主なものでしたが、令和7年度からはLINEによる相談を導入することを考えております。

次に（2）母子健康手帳アプリ導入ですが、国でもすすめられているデジタル化が妊娠時に交付される母子健康手帳でもすすめられております。母子手帳アプリは母子健康手帳を電子化したもので、現在交付している紙の母子手帳と同様、乳幼児健診や予防接種の記録をデータで管理することができます。

国は、令和8年度より、電子版母子健康手帳の原則化を行うことを原則としております。

令和7年度に導入を考えている母子健康手帳アプリ、母子モは、令和7年度については導入経費や使用料はかからず無償で 사용할 ことができることから、デジタル化へのスムーズな移行と利便性の向上を図る目的で導入を考えております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、質問やご意見はありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 生後一か月健診のことについてですが、任意なんでもんね。任意検査ですよ。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 現在では自由診療という扱いになりますが、実際にほとんどのお子さんが一か月健診を実施されている状況です。以上です。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 公費負担がある中で、実費ってほしい自己負担ってどれくらいですか。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 今回の事業ですが、国では一か月児健康診査費用一回分について、上限6千円を助成するってことになっております。

それで、健診の費用ってところについては、医療機関によって異なりますので、自己負担額の6千円を超える分については出てくるとなっております。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 助成額が6千円ってことですね、わかりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 3番の（6）一歳六歳児健康診査って、これ一歳と六歳が対象ってこと。

○健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。

○委員長（赤井睦美君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（梅坪 光君） すみません、私も今気が付きましたが、一歳六か月児健康診査でした。一歳半の検診になります。申し訳ありません、よろしくお願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

- 委員（大久保健一君） 4番の（2）電子手帳アプリ導入事業ですが、これすべてアプリになって紙ベースではもうやらないってことですか。
- 健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。
- 委員長（赤井睦美君） 健康推進主幹。
- 健康推進主幹（梅坪 光君） 一応、国では選択できるとなっていて、今の場合、紙の場合、紙と電子の2種類持てる場合、それから電子化だけを選択するって3種類選択できると今のところ聞いています。
- 委員（大久保健一君） わかりました。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） この母子手帳のアプリの導入について、すごく便利だなんて思って調べたんですが、確認なんです、アプリっていろんなアプリがあるのかなって思ってるんですけれども、一つに限定するんですか。
- 健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。
- 委員長（赤井睦美君） 健康推進主幹。
- 健康推進主幹（梅坪 光君） 今のところ町ではこの母子モって導入のアプリがいろんな自治体の中で一番シェア率が高いとかってところもあるので、この母子モの導入を7年度で考えています。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） そこで質問なんです、そのアプリを作ってくれている会社さんが、もし辞めてしまったとか、そのアプリがなくなったときの母子手帳の行方って安全なものかなって。ずっと使っていくものとしてちゃんと確保されるのかなと思って、ちょっと情報で見たのでそういうのがないのかあるのか知りたいなと思っています。
- 健康推進主幹（梅坪 光君） 委員長、健康推進主幹。
- 委員長（赤井睦美君） 健康推進主幹。
- 健康推進主幹（梅坪 光君） 今のところ母子モのアプリがなくなるということとは別に、国のほうでデジタル化が進められておりますので、たとえば乳幼児の検診の情報や、予防接種の情報については、もちろん町でも管理ができますようになります。予防接種についてはマイナンバーの関係もあるので、母子手帳に限らずほかの手段でも自治体のほうでも管理ができているってことになりますので、ちょっと母子手帳アプリがなくなったときの状況は想定していませんが、その内容については、接種履歴については管理ができるものと考えていました。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- なければこれで終わります。ありがとうございました。

【保健福祉課職員退室】

【体育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。

それでは、体育課よりスキー場ペアリフト主要機器等整備事業についてよろしくお願いたします。

○体育課長（伊藤 勝君） 委員長、体育課長。

○委員長（赤井睦美君） 体育課長。

○体育課長（伊藤 勝君） 令和7年度新規事業について、スキー場ペアリフト主要機器等整備事業についてご説明いたします。

平成13年建設の町営スキー場につきましては、鉄道法に基づき各種設備及び機器の更新、整備を行ってきたところです。

ペアリフトの主要機器である電動機については設置から23年が経過していますが、当該機の製造中止がメーカーから発表されたことに伴い、今後交換部品の供給も停止されることが想定されることから、電動機の更新を行おうとするものです。

また、電動機の更新により既設の運転盤及び制御盤が使用できなくなることから合わせて更新を行うものでございます。

以上、簡単ですが、新規事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問やご意見はありませんか。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） これだけ見ると、モーターだけが替わるみたいな印象を受けたんだけど、たとえば少しリフトのスピードが高くなるとか、利用者にとってフードが付くとか、そういうような変更はあるんですか。

○体育課長（伊藤 勝君） 委員長、体育課長。

○委員長（赤井睦美君） 体育課長。

○体育課長（伊藤 勝君） 今大久保委員が言ったとおり、今回はモーターの部分と、運転盤という速度を調整する機械も併せて交換することになりますが、現状とスピード等は変わりません。リフトのフード等もつける予定ではありません。

○委員（大久保建一君） じゃあ利用者側のメリットはなにもないと。

○委員長（赤井睦美君） 安全性だけ。

ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） スキー場に関しては、世の中施設が古くなってることいろいろ更新しないとならぬんだけど、なかなかそこまで手を付けられないまま言えない状況があるって聞いたことがあるんです。照明に関しても、なかなか町に言えないから自力で直すとかって聞いたこともありますし、スキー場の運営について、これ製造中止になるから取り替えるってことで、もうメーカーはなくなるんですよね。なくなるから部品があるうちに交換するってことは、次はないってことですよ、壊れたら。

それで、このスキー場の施設整備について町としてどのように考えているのかいろいろ設備があると思いますが、スキー場の維持に対して町としては基本的にどのような考えなのか、これからも維持していくのかどうかは具体的な相談してあるのかどうか、話し合っているのか教えていただけますか。

○体育課長（伊藤 勝君） 委員長、体育課長。

○委員長（赤井睦美君） 体育課長。

○体育課長（伊藤 勝君） まず先に関口議員のモーターの交換ですがこれについては、現行の機会が古いので、もう製造されないということで、新たな品番の製品に入れ替えるってことでご了承いただきたいと思います。

今後については、一応協議の中では今後 20 年続けていきたいと考えておりまして、それでそれぞれ施設の更新をしていくってことで考えております。

近年は近隣町さんからあまり大きくない手頃なスキー場ってことで来場者もいらっしゃるので、そういったものでまた継続していけたらいいのかなと思います。

○教育長（土井寿彦君） 私のほうからも。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 体育課長からクールな説明でしたが、今回モーター部分と電子制御部分ということで、かなり心臓部分に手を付けることとなるので、今回でもってスキー場を存続していく方向性を打ち出すことを、お認めいただけたら、そういう方向に行けるのかなと思っています。

確かに利便性があつたりそういうところまでは付かないのですが、ここの今回回収する部分がばたんと止まると、次の日から使えない状況となるのを、心臓部分、モーター部分を今回更新するってことで、今回直していただけたら、また前回は平成 13 年から 23 年使いましたし、それくらい使う方向性をお認めいただく判断になるのかなと考えております。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） そうですね、今事業でも使われることもあるってことで、町として存続するかどうかの部分は非常に大事な部分で、もしこのしっかりと教育の観点から見ても必要だから維持するってことならば、きっとこういう施設の維持費にしても施設整備にしても相当お金がかかると思うんです。

是非、計画的に整備する、もし存続するってことはこれからもきっと議会の中でも議論があるのかわかりませんが、計画的にどうか整備して使う方々に不便のないようにしていただきたいなとお願いしたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 黒島委員。

○委員（黒島竹満君） これ見積りだとか出てるんですか、金額出てるの。金額どれくらいかかるか出てるの。まだ出てないの。

○委員（佐藤智子君） 今だったら事前協議になるから出さないんじゃないの、出すところあるけれども熊石みたいに。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 今、予算協議中で手元には数字があります。先ほど関口委員からあった内容でお願いしたやつが本当にお支えいただいているように、学校事業でも進めておりますし、なんといいてもそれを支えるスキー協会の皆さんも新しく指導員を養成していくってことで、毎週のようにスキー教室などをやっていただいている、スキーのこういった指導のほうもやっていただいているってことで、是非お認めいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） そういう継続してやるためには、設備もきちんと直さないとないんだけど、残念ながらさ、指導員が70代が大半で若年層でもほとんどいない状態だから、ある程度指導員の人たちにも通常、今、無料パスだとかそうやって作って、ある程度恒常的に滑ってもらうような感じをしたほうがいいんじゃないのかなって。今、なんか指導員だったら特典みたいなものってあるんですか。

○体育課長（伊藤 勝君） 委員長、体育課長。

○委員長（赤井睦美君） 体育課長。

○体育課長（伊藤 勝君） 指導員については、今のところ特典はございません。

○議長（千葉 隆君） だからある程度、上手い人が滑ってるなって状況のゲレンデを作っていくと、やっぱりまずいので、ただ、指導するときだけ来てくれるっていうような状況で、本当に顔ぶれは見たことはないんだけど、何人かの人たちを見たら本当に高齢化もしてるから、次のそういうような講習やったりするのは大切なことも十分なんだけれども、スキーをするってなると継続して指導員の人たちがやるって言っても、結局ウェアからスキーから含めて相当高額なんですよ。それである程度それを更新していかないとといったときに、高齢になってる人たちが本当に費用を年間20万、30万円もかけないといったときに、卒業しますかといってスキーから離れていく。でも今やっぱり指導員の部分、重要だと思うので、たとえばスキーの年間のフリーパスやって、普段から普及するとか、タダにすれって言ったなら聞こえが悪いんだよね。でも普及を目的に指導員になったらフリーパス。だって現実的に今スキー場を運営しているのって1月と2月の2か月くらいの状況、積雪の状況を見たら。昔だったら12月から3月くらいまで滑れた。それも2か月になってるから滑っても短期間なんだよね。でも指導員の人たちは中核だと思うから、その人たちくらいにはフリーパスの部分を出して、普段から滑れるってわけではないけれども、指導普及に活動してくれる環境だけはして、それをどう協会のほうで考えるかは協会に任せたらいいと思うんだわ。

ある程度そういう部分の環境を整えていかないと、ただお願いします、お願いしますって言っても、費用負担のほうが大きいスポーツなんで、ちょっとその辺、指導員の人だけでもフリーパスやって、どうせ指導している講習のときに指導している人が普段滑ったときに、

普段のときでも指導員の方がもう少しこうですってレアな生のときも指導できるとか助言できるような環境を作ることのほうが今必要だと思うんですね。

そういうことをやることによってスキーの会を整備するのも必要ですってなっていくんだけど、だんだんスキー人口は絶対人口減少で少なくなるから、その普及のところに導入して環境を整えるかってことが必要なので、少しは指導員の人たちのメリットではないけれども、そういう活動の土台を作ってやらないと、なかなか指導員のなり手の新陳代謝って生まれえないと思う。

今の人たちは熱いものを持ってから。今の70代の人たち。全盛期の。その世代が済んだから本当に心配な状況の八雲スキー協会の普及の年齢構成になっていますので、そういった自覚というか感覚を持ちませんか。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） ありがとうございます。

指導員の資格も指導員の準指からまた違う指導員の資格ができたらしくて、そちらにチャレンジするって方も八雲スキー協会に出てきていて、本当にありがたいです。議長のお話をしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければこれで終わります。ありがとうございました。

【体育課職員退室】

【社会教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） お疲れ様です。

それでは社会教育課より八雲町ジェンダー平等プランについて、よろしく願いいたします。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 委員長、社会教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） それでは説明いたします。

このプランについては、冊子をもとに説明いたしますので、お願いいたします。

まず、冊子1ページをお願いします。プランの策定趣旨ですが、八雲町では平成17年に八雲町男女共同参画プランを策定し、人権重視を基本に平成27年に策定した第2次プランが令和6年度で終了満了となります。

1ページ下から2段落目にありますように、第三次プランは関係法令の趣旨や八雲町における男女共同参画社会の進捗状況、社会情勢や時代の変遷等を踏まえるとともに、アンケート調査結果に留意して全ての町民が自らの意思で個性と能力を發揮できる多様性が輝くまちづくりを目指して策定いたします。

2ページをお願いします。第3次プランは、名称を八雲町ジェンダー平等プランとし、男女共同参画社会基本法に規定される市町村男女共同参画計画として策定するため、カッコ書きで第3次八雲町男女共同参画プランとしています。

この間の社会や国の動きとして、3段落目にありますように、平成27年、国連持続可能な開発サミットにおいて全会一致で採択された、持続可能な開発目標SDGs、また、中段にある、国のSDGsアクションプランにおいても、主な取組の一つとして、ジェンダー平等の実現が掲げられています。

さらに、2ページ下から2段落目、令和5年に制定された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の中で、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、住民の理解の増進に関する施策を策定し、実施するように努めることとされています。

第3次プランは、こうした社会の進展をとらえ、すべての女性が能力を最大限に発揮することができ、性別にかかわらず、すべての人に平等な機会が与えられる社会をつくるというジェンダー平等の実現に向けたプランであることをより明確にするために、名称を八雲町ジェンダー平等プラン、カッコ第3次八雲町男女共同参画プランとします。

冊子3ページをお願いします。推進期間は、令和7年度から令和16年度の10年間とし、5か年経過時には、住民の意識調査を行い、必要に応じてプランの見直しを行います。

4ページをお願いします。アンケート調査に見る変化と現状です。

今年の6月から7月にかけてアンケート調査を実施し、232名から回答がありました。調査対象者は10代以上の八雲町民とし、今回は八雲高校2年生にも回答を依頼しております。ここでは、アンケートの一部を抜粋して掲載しております。

1 人権尊重の意識、2 男女平等の意識は、10年前の調査の数値と比較しております。

冊子5ページをお願いします。3 人権侵害について、4 性的マイノリティに関する質問は、今回初めて調査項目に加えました。

ドメスティック・バイオレンスについては、3割強、セクシュアル・ハラスメントについては4割強の方が、自身で受けたり、身近で見聞きしたりしたことがあると答えています。

性的マイノリティに関する質問については、7割強の方が性的マイノリティという言葉を知っており、同様に7割強の方が現在、性的マイノリティの方々にとって、偏見や差別などにより生活しづらい社会だと思っているという数値になりました。

なお、ここには記載していませんが、今回のアンケートにおいて、自分の心と体の性や性的指向について、周りの人たちとの違いを感じたことがあるかという質問に対して、あると答えた人が全体の4.3%でした。

続いて冊子6ページ・7ページでは、プランの基本方針を記載しております。

この方針は「人権尊重」を基本とし、第二次プランを引き継ぎながら、本プランのジェンダー平等の考え方に基づいて整理したものです。

基本方針Ⅰ一人一人の人権が尊重されるまち、基本方針Ⅱ多様性を認めあうジェンダー平等のまち、基本方針Ⅲすべての世代がともに支え合うまち、基本方針Ⅳ誰もが安全・安心に暮らせるまち、となっております。

冊子8ページから、プランの重点目標と推進策について説明します。基本方針Ⅰの重点目標は2つです。

重点目標 1、社会における制度や慣行の見直し・意識改革、ジェンダー平等社会実現のため、年代や性別、ライフステージに応じて、一人一人が考えることができる機会を多様な媒体や方法により提供し、人権尊重を基盤としたジェンダー平等の意識づくりを推進します。

この目標に対しての主な取組として、情報の提供、意識や進捗状況調査とし、所管課は社会教育課、この推進指標として、現状値は今回のアンケートの結果、10年後の目標値は、その時点で行う町民アンケート調査の数値を記載しております。

続いて9ページになります。重点目標 2、ジェンダー平等の視点に立った教育と学習の充実。ジェンダー平等の社会を実現するためには、誰もが個人として尊重され、お互いに対等な存在として認識することが大切です。

このため、学校教育や社会教育などにおいて、様々な性別、年齢の町民に対して、ジェンダー平等の視点に立った教育と学習機会の提供に努めます。

この目標に対して、研修会や講演会等の開催、学校教育活動の充実に主に取り組みますが、推進指標はありません。

このあと説明いたします、基本方針 2以降の重点目標の説明においては、主な取組と推進指標の説明は、省略させていただきますが、目標によっては推進指標がないものもあります。

続きまして10ページからの、基本方針Ⅱの重点目標は4つです。

重点目標 1、家庭生活におけるジェンダー平等の推進。

すべての人が、性別に関わらずに仕事と家庭の両立ができるよう、また、女性が出産しても働き続けることができるよう、男性が家事や子育てに参画するなど、当事者はもとより社会全体で意識改革を図っていくことが重要です。

このため、啓発活動により、地域団体や企業等の理解促進を図り、ワーク・ライフ・バランスや家庭生活における男性の家事などへの参画意識の高揚を図る取組を推進します。

続いて11ページになります、目標 2、職場におけるジェンダー平等の推進。

固定的な性別役割分担意識や男性の長時間労働を前提とした働き方を見直す機運を醸成し、働きたい女性が意欲をもち、自らの能力を発揮し、一次産業を含む自営業を営む家族も含めて、男性も女性も、持続可能な働き方で職場の環境を整えることができるよう、各種制度について広く周知し、意識啓発と制度の理解普及に努め、働く女性が職場や家庭、地域において、自らの価値を認め、豊かに暮らしていけるよう学習する場の提供や支援に努めます。

12ページになります、目標 3 地域社会におけるジェンダー平等の推進。

持続可能で活力あるまちづくりを着実に推進するためには、多様な人材が地域で活躍できることが重要であり、地域における団体等においては、女性も指導的な役割を担って活躍する機運を醸成することが大切です。

このため、性別や年代に関わらず、より多くの町民による地域活動への参画が図られるよう、異世代交流や学習機会等の提供に努めます。

続きまして13ページです。目標 4 政策・方針決定への女性の参画とリーダー育成。

政策・方針の決定プロセスに女性の参画を拡大するため、すべての人が暮らしやすい社会の実現、将来にわたって活力ある地域を維持向上させていくことにつながります。

このため、子育てや教育、まちづくりなど、町民の生活に密着した行政に関して、多様で柔軟な意見を発信し、より充実した行政サービスを展開することができるよう女性の参画を推進します。

続いて14ページからの、基本方針Ⅲの重点目標は5つです。

○委員長（赤井睦美君） すみません、多分、このように丁寧に皆さん読んでいると思うので、基本方針3から5までは目を通したということで、特別質問やご意見があればというふうにしたいんですが、ここだけはって説明があればお願いします。

○社会教育課長（佐藤真理子君） すみません、プランのほうは。

それではこのプランの策定結果については26ページに記載しておりまして、策定委員会の構成員は27ページにありますとおりです。

なお、今後のスケジュールとしては、今月下旬から来年1月7日までパブリックコメント公募を行い、いただいた意見等をもとに計画の見直しなどを経て、教育委員会議において決定し、令和7年4月1日から施行を予定しております。以上、よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて、質問、ご意見ありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） そうそうたるメンバーなのであまり言いづらいんですが、まず、気になる点は数点あるんです。

このジェンダー平等に関しては人によっていろいろな意見があるでしょうから、ただLGBTQ+に関しては、これは多数な意見があるのは間違えのないことで、町が策定するもので、たとえば重点目標に多様な性の理解と支援の推進とありますが、20ページになりますね、これで性的マイノリティ寛容になりつつ、公共施設におけるトイレ等の整備に努めるって一文があるんですが、性的マイノリティに寛容になるってことはLGBTQ+までいってるけれども、その先にもいろんな性的マイノリティってあるんですよね。

ここを認めてしまうってことはその先にあるものを認めるってことです。これ要は幼児性愛、はっきりいいますけれどもロリコン、これ適切な発言かわかりませんが、そういう少数な方々の人権すらも当然認めるってことにもつながっていく可能性があるから、このLGBTQフォーマルってその裏に起こりうる犯罪をどうしても認めるような、犯罪を認めるっていうのは答えがおかしいけれども、そこにまでこのトイレまでを整備するってことになると、ちょっと僕はそこは自治体としてちょっと違うんじゃないかなって。

であるなら、社会的弱者を救うことがこの法案の目的であるというなら、なんで公共施設のトイレは全てオストメイトがついてないのか、バリアフリーになってないのか、守るべきは障がいのある方だったり、子どもたちだったりを中心になるべきで、こういう性的マイノリティの少数の意見に振り回される、これ全国一斉に出てるんでしょ、八雲だけではなくてLGBTQ法案が通って以降って、すごく気持ち悪いなって。

ここは、こんなに厚いものだから中身を見ることがない各自自治体の議員さんも、一人ひとり真剣に考えるいい機会だと思う。これは、それでパブリックコメントを求めてこれがプラ

ンになっていくんでしょうけれども、どうかそういうこときっちりと考えたうえで、これは表に出していきたいなど、いろんな意見があつてしかるべきだと思いますけれども。

あと一次産業にもあつたけれども、その女性の立場ですか、農業だとか漁業はどうしても家族経営が多くて、まず役割分担がしっかりとできているって部分もちゃんと見てあげないと、これから人が少なくなっていく中で、どうやって仕事の役割を分担していくかというのが非常に重要な部分で、一次産業ってまさに地に足を付けた形で成り立っている部分はあるから、そこにまで踏み込むようなものが一文に加わっていると、根本的に一次産業の家庭でやっている方々も崩れちゃうんじゃないかって、そこはちゃんとそれぞれの企業や家庭の事情がありますから、そこにまで踏み込んで書く必要はないんじゃないのかなって、僕は個人的に思います。

もちろん女性の仕事が大変だつていうのも理解しておりますし、これそういうこと男女平等参画に関しては、僕はないんですが、今回策定したものに関しての中身に関しては、ちょっと修正いただきたいって、僕は個人的に今パッと昨日しか見れてませんが、ありました。きっといろんな意見があると思いますが、僕の個人的な意見です。

まずこのトイレの部分はどうかと思います。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） トイレの部分ですね、多分、北海道もまさにそのような問題になることもあるかと思いますが、一緒に作りながら、そのトイレの部分はこうだつて実はそこまで私たち合わせておりません。

私の考え方で申し上げますと、先ほど、オストメイトや結局そういう方々も使える多目的なものをしっかりとどこの設備でも、まずそれを設置していくのがまず最初からと思っております。

この、生まれたときの性と不一致でもって、こちらのトイレを使いたいというところまで今の段階、そこまで持つていくのかなってことを私もそこまで考えていませんので、多目的なトイレは多く、そして設置すべきものを一体的に整備したもので、多目的なものをしっかりと整備していくのがまず今の段階ではないかなと思っておりますので、トイレをクロスする形までは考えていません。だから表示が何か今までと全然違うような、そこまでは考えていません。

そうなると、表現の仕方はもうちょっとないのかつて関口委員のご意見ではそう思いますので、表現を考えていきたいなと思います。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 関口さんの意見は意見として受け止められると思いますが、私はそのこの案には全面的に賛成であります。

同じ20ページなんですけど、パートナーシップ制度とかファミリーパートナーシップ制度に触れられていないので、今進んでいるところがまだ少ないけれどもありまして、北見市と、あとつい昨日だかの新聞に忘れましたがファミリーシップ、名称はわかりませんが、そういう制度が制定し施行されるって新聞記事もありましたので、是非、パートナーシップ制度と

かファミリーパートナーシップ制度についても研究していただけたらと私自身としては思っております。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） これ本当に考え方、今回のこのプラン、そして男女共同参画ですとかジェンダーに係る国が法律制定しておりますが、私の受け止めですが、基本的に理念的な法律であると思っております、ですのでこのプランをこれから進めていくには、やっぱり町民の方々の意識改革をしていくのがこのプランの一番の目的だと思いますし、目指す会の々からご意見をいただいてジェンダー相談を受けるっていうのは大事だよねって、そこは踏み込ませていただきまして、その意見をいただいて担当課と話をして取り組もうというふうなことになりました。

そして基本、申し上げた方々の、このプランでもっているいろんな施策を引きあげて、このプランに書いたからこれをやりなさいって、なかなかそういう位置には難しいものだなというふうに考えております。ですから、パートナー制度ってかなり重いところについては、これも書かなかったって意図はあります。私もそれを引っ張り上げる、そこまでの今のところはそこまではないなと思っておりますが、副委員長からの意見もあったので、原課ともう一度そういうところの踏み込み、これからどう考えていくのか、そういったところを話し合ってみたいなと思っております。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） やっぱり、町民の意識の醸成っていうのが大事には、前提にはなってくると思いますので、是非研究課題というか検討していただけたらと思います。

それで、もう一つなんです、全体をとおしてプランにどうこうってことではないですが、女の人の、女性自身の心理っていうのが、まだまだ女は台所、女は出るものじゃないってすごく強くて、それがあって物事を決める方向に出ていかないと、自分自身で止めちゃっている部分もかなりあると思うんですね。

あとは女性同士の軋轢ってすごくあって、子どものいる人いない人、育児休暇とる人とらない人で、その間で不満とか嫉妬とか無理解とか差別とか、そういうのがあると思います。

その二つっていうのを、またこの10年のプランですが、その中で見えないものですけども、そういう女性心理ってもの、人間関係ってものが進んでいくようなものになってほしいなっていうのをちょっとプラントはまた違う感じで言っていますが、うまく表現できませんが、このプランによってそういうものが育っていけばいいなっていうふうに思っております。以上です。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） おっしゃるようにプランとは別ではなくて、多様性を認め合うっていうのをきちんとプランの中で意識改革をしていこうってことで、女性の中にいろんな考え方がある。男性の中にもいろんな考え方があるし、LGBTQにもいろんな考え方があるのを認め合ったりするのは土台にあるので、そこを認め合う前に理解するってところも、

こういった情報提供などを経てじわりじわり伝わるようになってそういう務めだと思いますので、頑張っていきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 私の偏見になるかもしれませんが、今テレビで盛んに103万円の壁やっていますよね。それで、この文書見ても特に11ページなんかでも上のほうに書いていますよね。性別にかかわらずすべての人が能力を発揮し、活躍できる職場づくりを推進していくことが重要であると。

そして、前段でも趣旨のところでもいろいろ謳っている部分があるんですが、でもこのとおりでも、たとえば個々の家庭の中で働きたくても税を払うのが嫌だから働かないっていったら、ここまでだよ。

でも、女性も子どもも自立していくためには、やっぱり働いたほうが良いと思うんですよね。だからここのところの僕にしたら矛盾、文書的にこれは非常に良いと思いますが、そういう点について僕いつも疑問を持つんですが、教育長はどう考えますか。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 先ほども申し上げた、皆さん様々な考え方があって、それは自分が育った環境によっていろんな考え方があると思いますが、私どももこういうような社会はこういう考え方だって、でも私は今こういう生き方をしていると、それでその中でこういうAという選択もできる、Bという生き方もできるってことも、そういう選択をすることも、選択できるってことを知る。

ですので、社会はこうあるべきってことを言われているというか、捉えられているってことを理解したうえで、自分と近い人だったりってことで人生の生き方を選択していく。だから選択するっていうふうに考えが至るように、住民の方々に一つの考え方を植えるのではなくて、幅広く男女で役割分担がそういうふうにするのではなくて、家庭それぞれの生き方があるってことを、広い考え方を知りながら選択していくってことを示してというか、わかっただけのように進めていくのかなと思っています。すみません、答えになっていません。

○委員（斎藤 實君） いつもここで矛盾感している。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） このジェンダーとかに関していったら、多分ここにいる人たちみんな10人いたら10人みんな考え方がバラバラだと思うんです。それで、今すごくジェンダー平等っていうところまで騒がれていて。

でも、ジェンダー平等という言葉が何をどうとらえるか、先ほど教育長いったように、女性だからあれができないとか行動が制限されるとか、権利も制限されるってこともないような社会に平等にするってことと、一元何でも男性と女性は一緒くたにするっていうのはまた別な話だと思うんです。

だから、そういう権利において制限されないとか、女性だから学問が学ぶ機会が与えられないだとか、そういうことがないようにする社会にするのはすごく賛成なんですけど、一律男性と女性と同じにしないとならないとか、たとえばパーセンテージをあげるとか、女性だからこだけ人数が入らないと駄目だとか、それは別な気がする。私個人的には。

だから、そのちゃんとジェンダー平等であれば、ジェンダー平等ってことはどういう社会なのかってきちんと定義したうえでやらないと、子どもたちに誤解を与えると思う。日本の文化って昔から女性は三歩後ろを下がって歩けたとか言ってたけれども、逆にいうと何かあった場合は女性が男性を守らないとないってそういった世界観だったと思うんです。それは文化だと思う。差別ではなくて。

だから、そういうことをきちんとはつきりと子どもたちにも教えられる、権利の制限ではないですよ、だけでも差別もいけないけれども、だけど権利は平等に与えられる社会を築いていこうねみたいなことをちゃんとこのプランで伝えられているのかなって、すごく。

世の中がどうしてもジェンダー平等にいつちゃって、それでSDGsでも書いてるからあれなんですけど、ただSDGsに関していえば、いろんな文化の国際社会、様々な国があって宗教も全部バラバラなのに、みんな同じ人、十何個全部ひとくくりにはできないと思う。

ただ、それをそれぞれの国でどう解釈するかはすごく重要だし、そこら辺がこのプランの中でちゃんと伝わるのかなって。どっちかっていうと男女平等って言葉がみんな頭の中でバラバラにとらえてるんじゃないかなって気がするんですが。どうでしょうか。

○社会教育課長（佐藤真理子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤真理子君） 今、大久保委員からジェンダー平等ってどういうことかってことをきちんとみんなまずそういうところから理解を一緒にしていったほうがいい、どういう社会を目指していくのかって話だと思えますが、確かに社会的とか文化的に形成された男はこうあるべき、女はこうあるべきっていうのをジェンダーって言うんですが、もしかしたら日本の中でも地域によってとらえ方が違うかもしれません。

なので、たとえばじゃあ家で家事をするのは女性、働くのが男性って全て悪いのかといたらそういうことではなくて、家庭の中でそこは役割分担して決めて、女性も男性もこうしていこうってお互いの意思で分担にしているものを、何が何でも男性がこうしないとない、女性がこうしないとないってことではないということは思っています。

ですので、ちょっとなかなか言い切るのは難しいんですが、その違いと差別っていうまた違いがある、どうしても体的な違いがあります。でもあってはいけない差別というものもあると思います。

その部分はそのジェンダー、社会的に文化的に作られたジェンダーってものによって差別されたり働きたいとか働けないとか、そこで差別といいますか、そういうことにならない社会、そういうものを目指していくべきなのかなって思っております。

そのあたりが大久保委員がおっしゃったとおり、その言葉が、じゃあ男の人は女性は家事をやるのは駄目だとか、男の人は家事をやらないということではないということまで、この言葉一つで伝えられるかといったらなかなか違うと思いますが、ちょっと答えになりませんが、そこをどういうふうに伝えていくかはこの文書だけではとらえきれないところが

あるので、取り決めの中でジェンダー平等の中で子どもにもおっしゃっていただいたように、子どもたちにもわかるようなものは必要じゃないかって今思っています。答えになり切れていなくてすみません。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 多分、そういう社会を築いていこうっていうプランだと思うので、それって教育だと思うんですよ。多分、俺たちみたいな50代60代の人間がこういう、こうしようって言われても、いきなり気持ちを変えられたり根底にあるものを変えることはできない。どちらかというところからの社会を担っていく子どもたちだとかをきちんと教育して性差別をない社会を築いていこうっていう方がより実効的で、未来的な話だと思うんですね。だから本当にこのプランというのは子どももわかるような、子どもに対してどう教育していくかのプランじゃないと駄目なんじゃないかと思います。どうでしょう。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） ストレートに申し上げますと、子ども版はちょっとの時間をいただけたらなって。それで、アンケート調査をやりまして、高校生の協力を得て今回は年齢下げたんですけど、正直言ってジェンダー度が高いって見える数字は、高校生とかばっかり100パーセントに近い数字で、予想どおりやはり年齢が上がるほどにつくった言葉ですがジェンダー度が下がっていく状況なので、学校の中では、非常に教育のせいなのかご家庭での教育も時代が変わってきたのか、そういったところはだんだん成長しているなって感じましたが、引き続きそこはやっていきたいと思います。

それから、先ほどの議員がおっしゃった権利の部分と、日本には文化や歴史や伝統もあるからそういったところもきちんとわかるようにもするべきじゃないかというお話しだったと思いますが、考えてみたいと思いますが、非常に難しいと思います。

そして、今の時点で申し上げますとこれだけ日本ていうのはジェンダー指数がOECDの中でも低いですが、それは多分政治とか経済のところの数字が低いからではあるんですが、そういったところでまだ男女共同参画ってところが厳しい指摘もお受けしたこともありますし、そのところは多分まだまだ日本はっていないということで、クォーター性をやっている国があったり、まずは線を引いてそこを目標にしてまず今はそういう段階だと、ジェンダーとか女性をしっかりとかまだまだアクセルをそちらに踏んでいく、まだ日本の熟度というか、そこはそういう状態なのかなって受け止めもあって、ジェンダー平等プランといいながらも男女共同参画の意思を引いて、今までも引き継ぎながら女性に参画してもらうってところを盛り込み続けているところがあるので、権利の部分ではあるけれども、文化もあるぞというところも考えてみたいと思いますが、なかなか描きにくいのかなと。なぜなら今は女性、ジェンダーのほうにまだアクセルを踏んでいるので、という答えなのかなと思っています。

○委員長（赤井睦美君） 途中で申し訳ございません。12時過ぎてるんですけども、学校教育が待っているの、学校教育課のところまでは進みたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかに。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） おおまかな考え方でいろいろあると思いますが、ちょっと文言で気になった部分を指摘してもいいですか。

2 ページ目の中段、この中に目標 5 ジェンダー平等を実現しよう、ジェンダー平等を達成しすべての女性及び女児の能力強化を行うが掲げられています、と書いていたんですが、すごくなにか、女性及び女児の能力強化を行うっていうのが、すごくずいぶん上から目線だなと思って、私なりに調べてみたんですが、この文書ってなんかひな形決まっていて、なんかひな形、国から示された文書を引用しているんですか。

○教育長（土井寿彦君） そうですね、国連で示された 17 のうちの目標を日本語にするとこうなっていて、非常に分かりやすくいうと、女児の能力強化っていうのはあまり日本ではなくて、まだ学校にも女子は学校にも通えないってこんな国の姿を見ながら国連、世界全体としてこっちのほうが重いですよねといったところを視点にこういった言葉があたっているんだらうなって思います。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 私も調べてみたんです。これ女児の能力強化って言葉ではなくて、エンパワーメントを行うって書いてたんですよ。それでエンパワーメントっていうのは社会集団としても意思決定過程に参画して自律的な力をつけて発揮する。それがその文言が四文字だけの能力強化ってことで短縮されていて、それでいけばエンパワーメントってものが全然伝わらない気がしていて、この辺は議論されたんでしょうか。

○教育長（土井寿彦君） していません。これは国の文言を参考にさせて載せたり、北海道ではまだジェンダー平等プランを作っているところがありませんが、国内でも作っているところがあったりしてそういったものも少し参考にさせてもらいながら、エンパワーメントの力を備えて力を発揮するっていうのをこの四文字に確かに示した資料があつてそれを使わせていただいておりますので、その引用の仕方についても私どもも調べたり考えたりさせていただきたいと思います。

○委員長（赤井睦美君） ほかになければ。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 去年とか今年とか政治的な集まりになるとジェンダーの講演だとか講師だとかもかなり聞いているので。そうした中で、去年法律ができて施策の推進が地方で義務づけられて、努力規定の中でこれを作らないとならないって背景で、そしてコンサルにかけて、こういうふうなほかの自治体だったらコンサルにかけてとるものもあるし、自力でやっているところもあるし、でも自力でやっけてもいろいろ参考資料だとか、そういうものを選び集めて短期間の中でやらないとならなくなって、一年やそこらでやらないとないから、一年かそこらでやらないとない集積の中でやってるんですね。

でもこの問題は、みんないうように歴史や文化、制度だとか環境だとか長い歴史の中で克服していかないとならない問題だから、なかなか短期間で表現できるとかプランを作るのは無理な状況だから、もう少しなんというか、今パブリックコメントを出すっていう部分はあるんだけど、ちょっと少ししっかりとやるべき課題かもしれないなっていう印象を受けてるんです。

そこで、なぜそんなことを言うかといったら、インクルージョンって言葉があると思うんですが、インクルージョンってどういうふうに受け止めていますか、教育長。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） インクルージョンは、私はどちらかといったら障がいなども全て認め合ってそちらのほうで平等に生活していくってことだと思います。

○議長（千葉 隆君） 障がいのほうだけインクルージョンっていうんだよね、多様性を認めるって、多様性を認めるのが国際的にはインクルージョン、それでその多様性を認める社会っていうのはノーマライゼーションなんだよね。

それでよくよく考えてみたら、多様性を認めるってことはジェンダーの部分で認めるってことだから、だからもう少し大きなくくりをもって施策を練ってそのほかにジェンダーの課題も入れていけば法律的な部分は全部クリアできるはずなんだよね。施策の推進にはこういうもっと大きな国ではジェンダーの部分だけれども、もっと大きなくくりで目標を掲げてその一部にジェンダーの問題もあったり、それからインクルージョンの部分もジェンダーの中の一つにもあるっていうのができたりする、実際は。

だから、そういうことまでやってくささいって言わないけれども、やっぱりなかなか難しい問題なので、少し今言ったように言葉だとかそれから解釈の問題、それからもう一つはSDGsの問題も言っていた人もいるけれども、SDGsもこの間研修を受けたときには、日本はたとえば企業がやるときにボランティアみたいとか事前運動みたいに言ってるけれども、国際的には収益活動の中での事業だよって言って、日本で今言われているようなものとは全然違うってことを全国議長会で聞いてきたんだけど、やっぱり同じことを掲げてもそれぞれの国でその訳し方も違ったり捉え方も違ったり考え方も違って、同じことを全世界で国際的に推進するって言ってもかなり違う部分ってあるんだよね。

そういう意味ですと、なかなかジェンダーの問題を短期間で言葉で整理するっていうのは難しい問題があるんだよ。今一つひとつあって。ちょっとこの今 11 月 29 日からパブリックコメントやるっていうときには、一人歩きするからもう少し延期するってわけではないけれども、止まって精査したほうがいいんじゃないかって思うんだよね。

こっちの立場だとかあっちの立場ではなくて、言葉のもう少し深掘りするだとか、表現をもう少しとわかりやすくするとか、そういうふうにしていかないと、したほうがいいのかっていうのが、何点か俺から見ても見えるからどうなんだろうって。そういうことを大久保さんや関口さんが言ってるのかなと思うけれども。

でも、あとでもう 11 月 29 日になったら、やっぱりこれで進んでそれから直すこともできるけれども、確かにね。だけど、基本に最初の原案だから、もう少し原案の段階で町民に議論してもらおうときには、もうちょっと誤解のないというかわかりやすいとか、そういうと

ころの精査していただいたほうが良いような気がするんだけど、そういうことを指摘してるんだよね。このまま出す予定なんですか。

○教育長（土井寿彦君） 策定委員会も何度かしてまいりましたし、それで文教厚生委員会の皆様方の意見があったり質問があったりした場合には、それにもお答えする修正もするし、同時にパブコメにも出してそこにあったものに対しても同時に修正されるのを加えたうえで、完成に向けていきたいなって普通のかたちではあります。

ただ、これ本当にコンサルにかけたわけでもなくて、本当に直営で私どもも作りました。苦勞もいたしました。

それで議長おっしゃるように、この中に、ですから高齢者の話もったり健康の問題も入ったり、障がい者の方も入ったり、困窮している方、生活困窮者も実は入っています。ですから、実はこれ理念的であって、まるで全体に傘をかけているようなプランではあるんですけども、さすがに町長がやる政策のすべての上に乗っかって作るまでは、私も考えておりません。

○議長（千葉 隆君） 見てたら、現行の施策から新規の事業やるだとかも出てないんだよね、各課の部分、記載されている中では、現行やってることを踏襲するというか、相談窓口くらいまでは出るかもしれないけれども、あとはどういうことをやりますというのは、原課の今の現施策を一步も出てないのはわかるんだけど、さっき大久保さんがエンパワーメントの話をしたんだけど、福祉でいったらエンパワーメントといったら、個々の人にあったサービスを追求しましょうって意味。エンパワーメントって。でもさっき説明、こっちジェンダーからしたらさっきの説明になるんですね、だからそういう部分をやっぱり凝縮すると、さっきいったように上から目線みたいな感じの表現になってるとか、そういうところをちょっと何点かピックアップして、砕いていって町民にわかるというか、そういうことのために本来はジェンダーのプランって作る。

プランというのは、理念的な部分を教育しましょうって部分だから、なんか間違えた解釈されるとか、思いができるようなところがないように、ちょっと字句修正する部分はあってもいいんじゃないのかなって。だから、こっちもそういつたからには何点かこの部分だけは考えてほしいというか要望みたいな部分は出さないと思うんだ、委員会でも議論して。

○教育長（土井寿彦君） もし、パブコメ前に、議長がおっしゃるように、もうちょっと揉んでパブコメはこういうこと課題があるって指摘してくださるとありがたいですし。

○議長（千葉 隆君） 時間があって、それがこういうところが疑問だってところで、あとは検討してもらっただけで、その結果については、まだ何にも言わないってわけではないけれども、そういう多様な意見とか多様な状況をしっかり教育の中で取り入れようって言うてるんだから、今の意見も多様な意見の中の一つだと思うんだ。

だからそれを、食い違う部分があると思うけれども、理解してもらうためには、そういう部分もあっていいんじゃないのかなって。全然違う部分も。

○教育長（土井寿彦君） 報告させていただいている趣旨は本当にそうですので、議員の皆様のご意見をいただいて修正するところは修正して、この点疑問とかご指摘いただくと

本当にありがたいですし、そのあとにパブコメに行ったほうがいいんじゃないかということならそういうふうに進めたいと思います。

なんだかんだ出来上がりの時期にケツを決めてやらないとないというのは、あまりいいものにはならないと思うので、そこは練りながら進めさせていただきたいと思います。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 基本ね、差別がないのが当たり前というもとに、僕も意見は偏ってるんですが、それをもとに申し上げさせていただきますが、僕は4番の性的マイノリティに関しての記述は消していただきたい、はっきりいって。

これは怒られることも多いかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、これらの寛容な解釈を進めていくと非常に危険だと思っています。それでそれぞれ個人で感じるところは当然あって、それで先ほど冒頭で申し上げたように差別がないのが当たり前、でもないからこういうことをやらないとないのかなと思いますが、僕はここの解釈に関しては個人的な意見になりますが、僕は、町としてこういうジェンダー平等は欠かせないものではあるってことは重々承知なうえで、記述はないほうが良いと僕は思っています。

○委員長（赤井睦美君） 委員会として意見をまとめるのは後ほどにして、ほかにありませんか。

第2次るときはほとんど意見が出ませんでした、10年経ったらこんなにいっぱい意見が出て、みんな関心を寄せてるんだなって喜んでます。

では、パブリックコメントでもきつといろんな意見が出ると思うので、それをもとにいろいろ調整していただけたらと思います。

では、次の梅村庭園隣接地土地購入についてよろしくお願ひいたします。

○社会教育課長補佐（若山晋悟君） 委員長、社会教育課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（若山晋悟君） それでは梅村庭園隣接地土地購入について説明いたします。お手元の資料別紙1をご覧ください。

梅村庭園は、昭和5年に梅村多十郎氏の個人庭園として完成し、昭和58年度には町指定文化財に、平成26年度には日本造園学会北海道支部から北の造園遺産に認定されております。

平成13年度には町が購入し都市公園として整備し、平成15年11月に梅雲亭をオープンして、町民はもとより町外・道外からの来園者もあり、多くの方々の憩いの場として利用されているところであります。

令和5年度は7,553人が来場しておりますが、梅村庭園の駐車場は障がい者用駐車場1台分のみでありまして、実情としましては隣接している八雲町公民館の駐車場を利用しているという状況であります。

そのため、現在の利用者の利便性の向上および、今後の公民館敷地も合わせた有効な活用につなげるため、梅村庭園と公民館の間に所在する当該土地について購入したいと考えているところであります。

購入しようとする土地の詳細につきましては、土地の所在地は資料2枚目の位置図のとおり梅村庭園に隣接している八雲町末広町152番地1、面積は308.28平方メートル、93.25坪であります。

購入費用につきましては、400万円程度を見込んでおりますが、現在、当該土地につきましては住宅が建っており、所有者が住宅を解体後、購入手続きを進める予定であります。そのため、購入時期につきましては、住宅解体工事の進捗にもよりますが、概ね令和7年秋頃までには購入できるのではないかと考えております。

購入費用の算出につきましては、固定資産税評価額、近隣地の取引実例等を勘案して算出したところであり、購入見込み額ベースで坪単価4万2,900円程度としております。

以上、簡単ではありますが梅村庭園隣接地土地購入についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。このことについてありますか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） この案件は2年くらい前に出たものだと思いますけれども、今になつたっていうのは、相手方との具体化がその間に進まなかったというか、それだけ年数がかつたってことで、今なんですか。

○社会教育課長補佐（若山晋悟君） 委員長、社会教育課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（若山晋悟君） 一番最初の令和2年度くらいから進めてはいたんですが、その途中でいろいろその場所を活用方法っていうのもいろいろ検討を進めてきた部分もありまして、具体的に町の意思として購入させていただきたいって話ができただのが今年度入ってからですから、遅れてしまったって部分が正直あります。

当然、所有者の方も民間への売却とかも当然視野に入れてのお話になってきたのでそこから辺も含めていろいろ交渉して行って、だいたい交渉が整うかなってところの段階まで行ったので、今回ご報告させていただいているところです。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○議長（千葉 隆君） 一つだけ。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） あそこの公民館新庁舎できたら、活用方法が決まなくて、それで教育委員会が移ったらあそこの建物を建て壊しになるとかならないとか、もし立て替えないで壊したらでかい駐車場できるんじゃないの。

でも、そこのところがきちんと年次計画だとか総合計画ではっきりしないのに、ちょっとの土地が空きましたって行って購入するっていうか、その辺のまちづくり全体の計画と個々の部分との進捗状況がなんかずれながら進んでいる気がして、購入すること自体、前の部分からすると、今の部分をあそこの公民館を、小規模な公民館というか作るっていうのであれば手狭っていうような感じがするけれども、それにしても裏の郷土資料館の関係だとかも移るとか移らないとか、そういうところがなんかきちんと構想なりの部分ではっきりしないときに、小さいところ取ってやるっていうのがいいのかなって気がするんだけど

も、その辺全体的に議論されないで単独でいいですよ、いいですよっていうふうになつて
るんじゃないのかなと思うんだけど、どうなんですか。

○教育長（土井寿彦君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 議論としては先ほど補佐から申し上げたように、何年か越しで検
討もしたし、どうしてもこれは売買の話なので、ほかの方が買うとなったら、土地が民間の
方が買われたときにどうなるかってところの売買だから駆け引きみたいなのは当然あると
思いますが、その中で確かにあそこの資料館を含めて、資料館は新庁舎の構想の中でこの辺
にというふうを示されているものもあると思うので、確定とは言わないまでもあちらに移
るイメージ。

その中で、この一区画このまま最初は役場で買ってくれないかってお話もあった中で、
ここ、なかなか新庁舎のあとあそこの土地を使うかどうかまだなかなか目的が決まらない
中で、私どもが購入したい、けどもどなたかに買い手がつくのは、なかなかこれも非常に
厳しいなっていうのは、私どもの今まで議論してきたところでございます。

たしかに、あそこの跡地費用がなかなか固まらない中の購入ですので、決まらない中での
ここを買うっていうのもいかがかとのことだと思いますが、非常に、私ども難しい判断です
が、町長としてはここを買って梅村庭園をまずは駐車場に、利便性にもつながるし、多分将
来性全体の中で活用していくということもいかなされるだろうって判断で、そういう我々町
長との意思決定の中で進めていきたいという考えです。

○議長（千葉 隆君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 不動産さんとかに聞いてたら、あそこが空き家になってから前の人
が営業していて亡くなって今までって。そんなところね、これから民間の人がね、買うって
言ったら、その前に買っているという、要はそういう利便性が、そういう部分の価値がある
ならね。けども今までないわけだから、だから早々ないんじゃないかなっていうのが一つ
と、それと、民間の人買って活用してくれたらそれはそれでいいんじゃないかなって思う
んだよね。逆に。どういうふうに活用するのかわからないから。そういうふうに活用するか
もしれないし、それでだから公共が民間の土地を買うっていうことのやっぱり重要性とか
意味をちゃんとしっかりしてやったほうがいいと思うんだわ。

なかなか今は、昔と違って八雲の不動産は全然なかなか動かないっていうか、価値も下が
ってるんだよね。投資目的で買うのはあり得ないから、市街地。どんどん値段が下がって。
そうするとなんかどこも売れないから買ってとどどどなってきたらその傾向のほうにな
んか自治体の負担だけが増えていく部分、そして実際に活用できないでいるって土地だっ
てあるんですよ、実際。

町が買って、あるいは寄付をもらっても活用できないで放置されてる土地もあるので、や
っぱり駐車場に使うのであれば、大きな隣にそれも何十倍にもなるような駐車スペースが
できる可能性もあるってことをしっかり精査したうえで、そしたら違う目的でその土地
を使うからここしか駐車場がないっていうなら、今までもこっち使ってるんだからそれ以
上大きい駐車スペースできたとしたら、なんであそこを買ったのってなると思うんだよね。

そこ、もう進んでるから仕方がないので、やっぱりもう少し土地を購入するだとか、公有財産にするっていうのはしっかりと町の設計とか計画とかを見据えて購入してほしいなっていうふうに思いますね。

前に買うって言ってたのに今の計画の中には当てはまらないからやめますでもいいような財政状況になるんだわ、八雲町。7億しかとか言ってるんだから。そういうときに大きいと思うんだよね、そういう財源が。やっぱりまちづくりとかも財産取得というのはしっかりと検討した事項の中で進めてほしいなと思うんですね。言っても駄目だからいいです。

○委員長（赤井睦美君） 答弁はいいですか。

是非、以前に委員会で認めてしまったことなので、活用方法をこんなふうによく活用するって私たちも一緒に考えます。

ほかになればこれで終わります。

○委員（黒島竹満君） 今、お話を聞いてたんですが、今、なしてわけにはいかないでしょ、何年か話をして詰めてきたから。だから、このまま活用方法だけ考えてやっていくってかたちしかないんじゃないの。不動産取引っていうのはそういうものだから、とりあえずは今まで交渉してきたり話をしてきて進んできてるわけでしょ。今、それは財政上買えないよとかっていえるような状況ではないでしょ。それだったら、活用方法だけきちんと考えてやっていくようにしたほうがいいんじゃないの。

○委員長（赤井睦美君） ということでよろしく願いいたします。

では、ほかになれば以上で終わります。ありがとうございました。

【社会教育課職員退室】

【学校教育課職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 1時近いですが、学校教育課すみません、よろしく願いいたします。では、G I G Aスクールネットワーク整備事業について、よろしく願いいたします。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 長時間、ご苦勞様です。手短に説明させていただきます。

まず一点目、所管事務調査の関係ですが、G I G Aスクールネットワーク整備事業についてです。こちらについては、令和2年度から八雲町では全児童生徒にクロームブックとW i - F i 環境を整備して学習に役立てておりますが、令和7年度がちょうど5年経過して、端末の更新の時期となります。その内訳としては全児童生徒分、プラス予備機として全児童生徒の15パーセント分のあわせて教職員分の合計で小学校で742台、中学校で446台、合わせて1,188台の更新を予定しています。

この更新にあたっては北海道公立学校情報機器整備事業費補助金事業の活用を予定しており、補助率は3分の1となっております。

端末の更新につきましては、現時点で購入の費用を約8千万円と見込んでおり、購入する際には契約議決が必要となるので、きたるべき議会でご相談を、ご承認をお願いすることとなると思いますので、よろしく願いいたします。

GIGAスクールネットワーク整備事業については以上です。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて何か質問はありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければ次、域学連携上智大学の所管替えについてよろしくお願
いいたします。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 続いて私からご説明させていただきます。資料はございま
せん。

上智大学と八雲町は、平成30年、2008年に域学連携協定を締結し、これまで交流を進め
てきてございますが、これまで商工観光労政課所管でこの事業を進めてまいりましたが、今
後、当面の期間、教育分野に重点を置いて交流することとなったことから、教育委員会学校
教育課が所管として令和7年度から事業を展開してまいりますのでご理解をお願いいたし
ます。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについても大丈夫ですか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 教育のことになるのでどうなのかと思いますが、アピールって面
でずいぶんお隣の町だとかの域学連携の記事がすごく目に入るんです。八雲町もやってい
る割にはあまり見ないんですね。

だから、こういう良い事業をやるなら、ちゃんとアピール、新聞だとかマスコミに対して
取材してくれませんかみたいなことは、積極的にやってほしいなって感想というか気持ち
です。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ車両等事故の経過報告についてよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 引き続き。

本件は、去る10月15日11時55分頃に町道上八雲幹線上の上八雲366番地先で発生し
たスクールバスによる物損事故です。

事故の状況ですが、上八雲方面の児童生徒を送迎しているスクールバス、やまびこ号が、
下校する児童送迎のため運行中、緩やかな右カーブに差しかかった際に、小動物が飛び出し、
運転手がとっさに避けようとしたところ、道路から路肩に転落し、電柱と衝突したのちに停
止したものです。

事故車両は、電柱に衝突したことで左前部を大破いたしました。事故発生時に乗車中の
児童1名及び運転手に怪我はありませんでした。

この事故により、衝突した電柱の管理者である北海道電力と損傷状況を確認したところ、電柱のほか、日本放送協会（NHK）の光ケーブルでつくられている共同通信線並びに北海道通信網株式会社のインターネット用通信機器の破損が確認されたことから、復旧工事を行うこととし、町が加入している任意保険により、それぞれ損害に対応することとしております。

現在の状況ですが、電柱及びインターネット用の通信機器は、仮復旧工事が完了しております。この2件については本復旧工事が完了次第、それぞれ示談を行い、直近に開催される議会において、専決処分の報告をさせていただき予定ですので、よろしくお願いたします。

なお、日本放送協会のNHK共同通信線については、設備の関係から他の工事完了前に遡及に復旧する必要があるという申し出がございましたので、先行して本復旧工事を行っております。

本委員会への議案提出後に去る11月11日に工事が完了し、損害賠償額が957万円となり、同日付で示談が成立したところです。

本来であれば、この損害賠償額については、議会により議決をいただく必要がございますが、早急な復旧を求められたこと、今回の事故は相手方に瑕疵がなく、今回の損害賠償額をもって示談が成立すること、また、示談成立前に議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の定めにより、専決処分を行うとともに、同上第3項の規定により、第4回定例会において、専決処分の承認をいただくこととなりますので、議員皆様のご理解をお願いいたします。

なお、スクールバス運行受託事業者に対しましては、今回の事故を受け、安全運転指導の徹底を改めて行うことを指示しており、継続して児童・生徒の安全確保に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

この度は、関係各位に多大なご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。以上です。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて何か。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 大破したバスの代わりにバスは購入する予定ですか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） このやまびこ号については、令和7年度で後進の予定のバスだったんですが、まずそういう状況のバスでした。現時点においては、今年度、令和6年度にバス二台をすでに更新して、1月に納車される予定ですので、このバスはもう買わないことにして、今入ってくるバスと廃車予定だったバスを一台、今後スクールバスとして活用していくことで準備を進めています。購入しない方向で考えています。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今新しいのも入ってくるけれども、廃車する予定だったものをしばらく使うってことだったけれども、それって何年くらいのバスですか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 委員長、学校教育課長。

○委員長（赤井睦美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） どれくらいの期間かということだと思いますが、購入する時期と今回スクールバスの購入を見送ったのは、スクールバス皆さんにも一度お知らせしたことがあります。児童生徒の送迎だけであると大きなバスまで乗ることがないってこともありますので、現在児童生徒の送迎については、現状15人乗りのスクールバスでも対応できるのでそれを活用することとしました。それ以外の教育活動で使っている定形外の運行については、福祉バス等とも連携しながら対応するというので、今対応を決めました。購入の時期、いつの時期までそのバスを使うかはまだはっきりしていませんが財政サイドとも連携しながら、関係部署と相談しながらしかるべき時期に更新等を検討してまいりたいと考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（赤井睦美君） なければこれで終わります。

遅くまですみません、ありがとうございました。

【学校教育課職員退室】

○委員長（赤井睦美君） 委員の皆さん午後は一時半から始まるのでよろしくお願いたします。

休憩

再開

【住民生活課職員入室】

○副委員長（佐藤智子君） 休憩前に引き続き、文教厚生常任委員会を再開いたします。

住民生活課から二つあります。一つ目が保育所におけるICT推進課事業についてです。説明お願いいたします。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） それでは住民生活課からの来年度の新規事業ということで二つの事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

一つ目が保育所におけるICT推進課事業について、二つ目が発達検査委託事業についてということで、詳しくは担当係長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○児童係長（藤原のぞみ君） 副委員長、児童係長。

○副委員長（佐藤智子君） 係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） それでは、児童係における来年度の新規事業について説明させていただきます。

お手元の資料1ページ目、保育所におけるICT化推進等事業になりますが、概要としましては、昨今、こども家庭庁の取り組み方針としまして、子ども子育て政策のデジタル化により様々な行政手続をストレスなく行うことができる環境を整備し、保育所などの子育て関連事業者や自治体など子ども政策の現場に携わる者の事務負担を軽減していくことが重要な取り組みの一つとしております。

保育所等において、保護者への連絡や情報共有、書類作成など保育周辺業務や補助業務に対して保育士の負担軽減を図るためICT等を活用した業務システムを推進・導入しまして、また、今後、研修生等外国人の利用が見込まれる地域につきまして翻訳機等の購入を通じまして、多様な言語を話す家庭とのコミュニケーションを円滑にし、保護者との信頼関係を深めることを目的としております。

事業内容については、補助対象者は、認可保育所及び認定こども園となります。補助額については、アからエの機能についていくつ実施するかにより補助額は異なっておりますが、4機能全てをつけまして、合わせて端末を購入する場合には、1施設当たり130万円、また、翻訳機の購入については、1施設当たり15万円が上限となります。補助の割合については、国が2分の1、町が4分の1、事業者が4分の1の割合となっております。

以上が児童係の新規事業についての説明となります。よろしくお願いたします。

○副委員長（佐藤智子君） 以上の説明について質問がある方お願いします。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 関口委員。

○委員（関口正博君） これは、このような保育所のような場所においては、このICT化は相当進んでいる、これは当たり前のことなんですかね、自治体というかそういうものの対応としては。八雲町は一步進んだかちなのか教えていただけますか。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 補助事業といたしましては、今、今回上げさせていただいたんですが、国が推進しているってことで、今、今後どんどん増えていくってことになるかというふうに思っておりますので、やっている市町村もございますが、今後普及していくってことでなるんじゃないかなというふうに思っています。ただ他の市町村がこの実施をやっているかどうかは現時点では把握しておりません、申し訳ございません。

○委員（関口正博君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 関口委員。

○委員（関口正博君） このことが、例えば今の人員が足りない部分のそういうほかに業務分担というか、そういうふうに大きな役割を果たすものなんですかね。人力的な部分で。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） このICTを推進する上での目的、概要といたしましては、保育士の負担軽減を図るということでありまして、保育士の皆様方についてはいろんな

子どもさんたちの対応がかなり難しくなっていることもありまして、また保護者の対応もなかなか難しい対応も迫られているというのがあると思いますので、こういう業務を簡素化していく、効率化していくことは人材確保という面では大半大きな役割を果たしていくと思っております。

○委員（関口正博君） ありがとうございます。ごめんなさい、変な質問をして。

○副委員長（佐藤智子君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） この事業については、手上げ方式って感じなんですか。対象の方たちは全部ってことですか。補助対象。事業者が。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員、それは自治体が手上げをするかって意味ですか。

○委員（倉地清子君） 事業者が。町内の事業者が手をあげたらって意味で聞いてるんですね。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 実施主体はですね、市町村になっておりますが、事業者、保育園だとかでやるかやらないかは保育園の判断になるとなります。今、実質的にまだ検討中ってところがありますが、おおむね前向きにとらえていただいているのかなと思っております。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） たしかに、このシステムを導入すると保育園の計画や保護者の連絡もスムーズにいくだろうから必要だと思うので良かったと思います。以上です。

○副委員長（佐藤智子君） ほかにございますか。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） このアイウでしたら、今学校の先生たちの業務負担で情報政策係がすごく役に立つものを作ってくれたって学校側から聞いてるんだけど、その応用みたいな感じではできないのかな。学校は実際にそういうことで情報政策係とうまく連携とってすごく業務負担が軽くなったって話は聞いてたんですが、それとダブる内容じゃないかなと思ったりした。金額もそんなに高くないから、これもいいのかなと思うんだけど、その辺、どうでしょうか。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 大変申し訳ございません。

ちょっと住民生活課では現状情報政策係と学校とでこういうような取り組みというか、ちょっと把握していないので、ごめんなさい。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） ちょっと、保母さんと教師って名称が変わっただけで、業務軽減の部分ではちょっと重なっている部分があるなと思ったからちょっと聞いたんです。僕自身もそんなに自信はありませんが、もしよかったら情報政策係に聞いてもらえたら。金額は安くても無駄にならなくてもいいのかなと思ったので。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 情報政策係と連絡を取って活用できるものは活用させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

○副委員長（佐藤智子君） ほかにございますか。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） この保育業務支援システムっていうのは、多分、何社かそういうものを作っているメーカーという会社があるんだと思うんですけども、たとえばこの1機能、2機能って補助の額は、国と町を合わせて4分の3が出る感じなんだけれども、だけど上限が決まっていて、マックス払ってもそもそもたとえば500万円かかるものに80万円出ても少ないわけだし、相場ってどれくらいなの。半額くらいは間に合えるものなのこれで。上限は。

○児童係長（藤原のぞみ君） 副委員長、児童係長。

○副委員長（佐藤智子君） 係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） 大変申し訳ないんですけども、実際にどれくらい金額がかかるかこちらのほうでも把握しておりませんでした。

○委員（大久保健一君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） だけどさ、そのシステムっていう実際に使えるシステムが実際にどれくらいの園の負担になってどれくらい補助してあげるって総体を把握しないと審議しようがないんじゃないのって俺思う。

実際に園がどれくらいの負担になってしまうのか、総体がわからないと、総体金額100万円だとか1千万円だとかかかる金額が、それに対する80万円が良いのか悪いのか全体がわからないと捉えようがないんじゃないかなって。間違えていますか、言ってること。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） おっしゃるとおりで、現時点で把握していないことを申し訳ないとお詫び申し上げますが、保育所のほうでも自己資金というか、そういう部分もなかなか体力的にはない施設も多いかと思しますので、想定されるのはやはりこの補助事業の限度額の範囲、その前後でやられるんじゃないかなっていうふうに考えています。

この、事業者との契約にあたりましては、保育所と事業者がというかたちで出して補助するとなっておりますので、自己負担が4分の1になるように保育所としては進めていくのではないかなということでは想定しておりますが、ただすみません、現時点では導入自治体

のほうにも確認はしていませんが、今後、予算委員会へ向けてはその点も詰めて皆様にご説明できるようにさせていただきたいと思っています。

○副委員長（佐藤智子君） ほかにございますか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 議長どうぞ。

○議長（千葉 隆君） 80万円は限度額なの。事業者負担の限度額なの。

要するにアからエまでの4機能が導入された場合の1施設当たりの限度額が80万ってことで、端末も2台目もなりますといったときに、130万円ですってことなんだけれども、限度額っていうのは4分の1の部分の限度額、事業者のね、要するに。だから、80万だから4分の1だから、240万円でしょ。そういうこと。違うの。

○児童係長（藤原のぞみ君） 副委員長、児童係長。

○副委員長（佐藤智子君） 係長。

○児童係長（藤原のぞみ君） この80万円や130万円は全体の基準額となるので、その4分の1、80万の4分の1が事業者の負担。

○副委員長（佐藤智子君） わかりましたか。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 130万円であれば補助の助成金の上限が97万5千円ということに。

○副委員長（佐藤智子君） マックスで130万円で、この4分の1ってことですよ。だから、合わせて端末購入をしないんだったら、4機能の場合80万円だから施設の負担は20万円。

○委員（大久保建一君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） （2）のシステム導入って書いているこの金額は事業総体の金額を書いてるんだこれ。そういうこと。補助額の上限だと思ってたの。

○議長（千葉 隆君） 事業額の上限。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 事業額の上限が、補助の対象となる上限が記載されております、1機能が20万、2機能が80万、そして端末の場合は130万円で、この130万円が補助基準の上限金額となっております。

130万円のうち4分の3が補助が出るってことです。最大補助金額としては97万5千円が補助の金額になっています。130万円が事業費であれば、32万5千円が最大の事業者の持ち出しと。130万円が事業費であれば。もしかしたらそれ以上に150万円となるかもしれませんが、その出た部分については、100パーセント。

○副委員長（佐藤智子君） よろしいですか。

あとないようでしたら次に行きたいと思います。それでは二つ目の説明をお願いいたします。

○発達支援係長（福田裕子君） 委員長、発達支援係長。

○副委員長（佐藤智子君） 発達支援係長。

○発達支援係長（福田裕子君） 発達検査知能検査委託事業についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

巡回児童相談に関する現在の町の状況といたしまして、療育手帳の申請や更新の増加や、八雲総合病院発達外来受診時に巡回児童相談の受相を指示されるケースの増加、また、道南の発達に関する医療機関での新規受診の受付停止等により、函館児童相談所による巡回児童相談受相談希望者が大変増加しており、年間20件程度の枠を確保しておりますが、年度の早い段階で枠が埋まり、発達検査を適切な時期に受けることができず、ご本人や家族にとって大変不利益な状況となっております。

そのため、このような巡回児童相談での発達検査を適切な時期に受けることが困難な児童に対し、町が発達検査の体制を整備することにより、本人や家族への早期支援の開始や支援の充実、児童福祉の増進を図るのがこの事業の目的でございます。

具体的な事業の内容といたしましては、まず、町が有識者の所属する事業所と委託契約を行います。

発達検査が必要な児童の保護者から、子ども発達支援センターへ発達検査の申し込みを行い、子ども発達支援センターは申し込みを受け、検査の日程調整を行います。

その後、検査者が検査を実施し、検査者が保護者へ検査結果を報告する、という流れになります。

委託料は、検査1件につき1万円とし、子ども発達支援センターが窓口となり新年度から進めていきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○副委員長（佐藤智子君） 今の説明に対して質問のある方、挙手をお願いいたします。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 確認というかもう一回聞かせてほしいんですが、先ほど児童相談所が実施する巡回児童相談、知能検査は年間20名といたしましたか。

○発達支援係長（福田裕子君） 20件ほどです。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 相談件数が増加傾向でことで、年々増えているみたいですが、どの程度増えてるんですか。

○発達支援係長（福田裕子君） 委員長、発達支援係長。

○副委員長（佐藤智子君） 発達支援係長。

○発達支援係長（福田裕子君） 今、養育手帳の申請、その数年後子どもによって2年後、4年後、6年後と違って来るんですが、そのときに更新のためにまた巡回児童相談を受けるケースが増えてきています。なので18歳以降になると函館児童相談所じゃなくなるんですが、それまでのお子さんというところでは増えてきている状況にありまして、具体的に3年

度は24人、4年度は22人、5年度は27人相談を受けています。全員が更新ではないですが、新規の相談、手帳の申請、手帳の更新が主な理由となっております。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 結局それで、相談がなかなか受けられずに本当にこうなっている保護者の方がいらっしゃるってお話だったんですね。それであればよかったなと思いますが、適切な時期は何歳でしたか。

○発達支援係長（福田裕子君） 委員長、発達支援係長。

○副委員長（佐藤智子君） 発達支援係長。

○発達支援係長（福田裕子君） お子さんの状態によって適切な時期は違ってくるんですが、あくまでもお子さんの障がいの診断をするのはお医者さんなので、なかなかお医者さんにかかる時期っていうのが、その子にあった時期というのが難しい。

たとえば発達外来に受診されて行って、発達外来は2か月に1回金曜日にしか専門の先生がいらっしゃらないので、そのときに受診されてその後検査を受けてきてねって指示をされても、巡回児童相談では受けられない、診断をするための評価となる検査ができないって状況になっていますので、すみません、適切な時期はその子それぞれってことになると思います。

○副委員長（佐藤智子君） あと質問ある方。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 今の倉地委員の質問で皆さんも見えてきたと思いますが、親のほうでこの子に知能検査は必要だって認識がなかったら受けられない検査なんですよ。受けられないというか。定期健診みたいなのはないから。

だから、今までは受けたいと思った時期と検査の時期が合わないと、この子が受けるタイミングがどんどん後ろになってしまって、この子の発達障がいとかそういうものが知るきっかけが遅れてしまう。

でも、これからそうならないように親と本人が同意した時期に、なるべく早い時期に検査が受けられるようにって新しい提案だって理解でいいのかな。それであれば最後の後半のほうにある実施する場所っていうのは八雲で受けられるってことですか。

（何か言う声あり）

○委員外議員（三澤公雄君） わかりました。

○副委員長（佐藤智子君） なければ、私のほうからお聞きしたいんですが、この委託先っていうのは町内の事業所なのか、その候補となる事業所はいくつかあるのか、その委託先は病院なの医者なのか検査機関なのか、もうちょっとわかるように教えていただけますか。

○発達支援係長（福田裕子君） 委員長、発達支援係長。

○副委員長（佐藤智子君） 発達支援係長。

○発達支援係長（福田裕子君） お医者さんとかは検査はしないです。今、病院で心理士を募集していますがなかなか心理士がいない状況です。有識者ってところで一人できる検査

者がいますので、そことほかにあたってはいるところではあります。その方が所属している事業所と契約する予定となっております。

○副委員長（佐藤智子君） 今、その対象ははっきりは今とは言えない状態なんですか。どこだかまだ紹介はしてもらえないんですか。

○住民生活課長（相木英典君） 副委員長、住民生活課長。

○副委員長（佐藤智子君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） こちらとしましては、予算の確保の見通しができましたので、内々でお話をさせていただいております。ただ、実際にはまだ予算というか議会前ってことでありますので、その事業者の名前は現時点ではちょっとお伝えするのは難しいと考えております。

○副委員長（佐藤智子君） それでは町内の方だってことですね。
あとご質問はありますか。

（「なし」という声あり）

○副委員長（佐藤智子君） ありがとうございます。

それでは住民生活課の皆さんありがとうございました。

【住民生活課職員退室】

【環境水道課職員入室】

○副委員長（佐藤智子君） ご苦労様です。

それでは環境水道課から2つほどありますので、ご説明お願いいたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 春日地区水道施設設置事業につきましては、北海道新幹線駅舎開業までの駅舎周辺水道整備を目的としております。また、新幹線工事の掘削進捗が部分的に遅れている新幹線事業の開業時期延伸の報道などもありまして、具体的な開業年については现阶段では分からない状態ではあります。北海道事業であります八雲北桧山線事業と水道事業が同時期整備が必要であることから、令和7年度より水道施設設置事業を予算計上するものであります。

なお、施設整備の費用効果を考え、一般会計により整備を行い、起債償還終了後に水道事業会計への所管替することで進めるものであります。

具体的事業内容については、水道係長より説明いたします。

○環境水道係長（影浦修司君） 委員長、水道係長。

○副委員長（佐藤智子君） 水道係長。

○環境水道係長（影浦修司君） それでは春日地区水道施設設置事業についてご説明させていただきます。

はじめに、1ページをお願いいたします。別紙1事業総括表による年次計画内容につきましては、春日地区の水道インフラを整備するため事業工程をお示しさせていただくものであり、内容は大きく準備と工事の2つの期間に分けた計画とさせていただいております。

期間区分につきましては 2025 年令和 7 年度から 2028 年令和 10 年までの 4 年間を準備期間。2028 年令和 10 年から 2031 年令和 13 年度までの 4 年間を工事期間としております。

準備期間の内容につきましては、水道事業の区域拡張に伴う変更認可の取得、北海道、J R T T 等との協議決定、各事業の実施設計業務成果取得を目的とした期間ですが、この計画については交通インフラ整備と水道インフラ整備の合意形成も重要となっており、これらの内容を整理しなければならない期間となります。

工事期間は準備期間で整理した内容に基づき工事する期間です。しかし、この計画は 2031 年令和 13 年度に北海道新幹線が開業することを前提として計画しています。そのため、開業が 2031 年令和 13 年度以降になる場合は、それにあわせて延期していくこととさせていただきますのでご了承願います。

次に、令和 7 年度に計上されている事業計画内容について、2 ページ別紙 2 の全体見取図と合わせてご説明させていただきます。

別紙 2 には複数着色したラインをお示ししておりますが、青色の線で囲われた範囲は現在案としている水道事業認可の拡張範囲として、給水対象とする区域を示しております。中央に引かれている赤線は八雲町による新駅舎までの水道配水管計画線を示しております。

さらに右下ピンク色の線は北海道事業八雲北檜山線バイパス事業を示しており水道計画と重複した区間ではありますが線形については、まだ確定しておらず仮定のラインを表示しております。

左側オレンジ色の線は J R T T 保守基地予定地への給水管計画線であり、緑色の線が新幹線計画線となっております。

令和 7 年度新橋橋梁添架実施設計業務につきましては、北海道事業八雲北檜山線バイパス事業は、別紙 2 により先ほどご説明させていただきました右下ピンク色の線によりお示しする箇所になりますが、北海道はこの道道新設計画区間のうち、砂蘭部川への新橋計画について、北海道新橋橋梁詳細設計業務として令和 7 年度に設計業務を実施予定とのことであるため、八雲町も北海道と新設水道計画の設計内容とあわせた設計協議が必要であることから、同時期実施設計年度とさせていただきます、北海道新橋に八雲町の新設水道を添架する取り付けるための実施設計業務成果を得ることを目的として計上させていただくものであります。

続きまして、令和 7 年度水道事業届出設計業務委託についてご説明させていただきます。

別紙 2 より、青色で囲まれた水道事業認可拡張範囲案についてはお示しさせていただいている範囲についての業務内容説明とさせていただきます。

現在八雲町水道事業は、春日地区の青色枠内については水道事業認可区域外であることから、水道法第 7 条に基づき、国土交通省から水道事業給水区域について変更認可を取得する必要があります。

水道事業変更認可申請については、令和 7 年度内にこの業務成果による申請書を届出し、国土交通省の審査期間を見込み令和 8 年度内に変更認可の取得を目的としております。

なお、現在は水量不足にはならない見込みであること以外について、水道施設条件が不明であります。この業務成果により春日地区新駅周辺の水道施設条件が定められることに

なりますので、水道事業拡張範囲の決定、水道管の太さ、どれくらいの水圧を見込むかなど、今後の年次計画精査のための業務となります。

1 ページ別紙 1 の下段付近に記載させていただいております事業費が未計上であります令和 12 年、令和 13 年 J R T T 受託工事としての計画事業につきましては、先ほどもご説明させていただいた、別紙 2 左側のオレンジ色の線でお示しするものであります。これは J R T T 保守基地への給水および J R T T による地先利水補償を含めた水道管の実設計業務と水道新設工事についてお示しする箇所であります。

しかし、J R T T による春日地区の利水補償対象者、補償内容などが定まっていないため、事業費については未計上としております。このことにつきましては、現在も協議中であり、今後も J R T T との協議によって事業負担金や維持管理補償費を含めた協議を進めていくこととしております。

最後になりますが、令和 9 年度以降に記載しております事業計画、事業費につきましては、現在新幹線駅舎開業年度が未定であること、北海道の事業採択、用地買収完了年度、予算配当についても未定であること、新駅舎、J R T T、春日地区全体の必要な水の量が不明であることなどから、今後も関係機関との協議を継続し、事業内容の精査が必要である計画とさせていただきます。変更となる場合があることについてご了解願います。

以上で春日地区水道施設設置事業についてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○副委員長（佐藤智子君） 以上の説明に対して質問はございますか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） これもしかしたら延期になるかもしれないって計画の話在先ほどされたと思いますが、もし延期になった場合はその事業費は変わらないんですよね。

○環境水道係長（影浦修司君） 委員長、水道係長。

○副委員長（佐藤智子君） 水道係長。

○環境水道係長（影浦修司君） ご質問いただきました延期になるにつれて事業費が変更にならないということについてのご回答ですが、事業費については、毎年設計単価を基準にして積算していますので、延期になった場合はその分設計単価が事業費も増額していく見込みです。

○副委員長（佐藤智子君） よろしいですか。

あと質問ある方いらっしゃいますか。意見でもよろしいので。ないですか。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） この地図でいくと、春日二区会館の前あたりオレンジ色でしょ、これ駅などが決まらなないと進まないって言っていましたが、実際にこの春日付近で飲料水に問題があって今水を供給されている農家さんがいますよね、その問題もずっとそのままになっていくってことですか。これは新幹線推進室ですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず、オレンジ色の部分ですけれども、影浦の説明した通り、繰り返しになりますが、基本的にJRの保守基地のほうに水を必要とするということで、機構さんの今の段階ですと受託事業工事ということで、全額機構さんのほうで今は費用を持ってもらって、その分を付託して町で発注するという工事の内容で今は考えています。

春日二区会館についても、いずれにしてもJR T Tさんの受託工事ではありますが、この工事が終わって通水したあとについては、その管路については町が管理するということになるので、そこからですね、各春日二区会館を使いたい方がご自分で給水を引いて水を使っていくということは可能になるのかなというふうに考えてございます。

○委員外議員（三澤公雄君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 三澤さん。

○委員外議員（三澤公雄君） 保守基地ができない限りこの管を通らないってこと。

○副委員長（佐藤智子君） あと質問ご意見はございませんか。

（「なし」という声あり）

○副委員長（佐藤智子君） ないようですので、中間処理施設検討調査事業について、よろしくお願いたします。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 資料1 ページ2 目的卵をご覧ください。

平成15年に供用開始した渡島廃棄物処理広域連合の施設は、30年間の安定稼働を目標に、平成29年度に長寿命化計画及び財政計画を策定し、基幹的設備改良事業を平成30年から令和2年度に実施し、焼却及び中継施設ともに計画的な点検整備を継続しております。

長寿命化計画の最終年度にあたる令和14年度までは地方債の償還とともに、メーカーに対する性能保証、焼却処理能力やダイオキシン類毒性値、大気汚染防止基準などを担保した施設運営を計画的に実施するとしておりますが、令和15年度以降については、性能保証の担保性を持続させるための再延命化、あるいは性能保証が見込めない場合は全面更新などが考えられるものであります。

将来の連合施設については、現在課長会議及び副市長会議にて議論されておりますが、広域連合としては、令和7・8年度に再延命化か全面更新かいずれかを判断するための調査、資料作成などを予算計上し判断をすることとしております。

八雲町としても、以前から議論されております単独または周辺自治体との共同など、ごみ処理方針を検討するための基礎調査の費用を連合同じ令和7・8年度に予算計上し、令和15年度以降の八雲町における方向性を判断しようとするものであります。

具体的事業内容については、環境衛生係長より説明いたします。

○環境衛生係長（西山 誠君） 委員長、環境衛生係長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境衛生係長。

○環境衛生係長（西山 誠君） 3番の業務内容から説明いたします。令和7年度は（1）八雲地区のごみ処理の現況整理を行います。①ごみ処理体系について、ごみ処理フロー、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分の現況を整理いたします。②ごみ排出量・処理量について

て、過去5年間程度のごみ排出量及び処理量の実績を整理いたします。③ごみ処理の課題等について、現況のごみ処理における課題等を整理します。

(2) 周辺自治体のごみ処理の現況整理を行います。①ごみ処理体系について、周辺自治体のごみ処理フロー、中間処理の現況を整理いたします。②ごみ排出量・処理量については、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」をもとに、過去5年間程度のごみ排出量及び処理量の実績を整理いたします。

(3) ごみ排出量・処理量の推計を行います。ごみ処理量・処理量実績、ごみ処理基本計画等を参考に、八雲地区及び周辺自治体の今後のごみ排出量・処理量を推計いたします。

(4) 焼却処理方法の検討について、焼却処理方式の特徴や課題を整理し、全国における近年の整備状況等を踏まえ、本業務の検討で採用する処理方式を選定いたします。

次は、令和8年度の業務内容であります。

(5) 施設整備費・運転維持管理費の検討を行います。①検討条件の整理は、施設整備費及び運転維持管理費の算出にあたり、施設規模やその他必要な条件等を整理いたします。②施設整備費・運転維持管理費の検討は、全国他の事例やメーカーヒアリング等により、施設整備及び運転維持管理費用を算出いたします。③処理委託費の検討は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」から、ごみ1tあたり処理費用を算出し、その費用にごみ処理量推進計値を乗じて処理委託費を試算いたします。

(6) 事業計画の検討について、事業スケジュールについて検討いたします。財源計画は、交付金や起債等が使えるかを調査検討いたします。

(7) 費用比較を行います。検討結果をもとに、現在の広域処理の枠組を継続する場合を加えた費用比較を行います。

4の検討内容であります。①本地区単独で焼却施設の整備をした場合、②本地区と周辺自治体が共同で焼却施設の整備をした場合、③周辺自治体に処理委託であります。

5の事業費であります。ごみ処理方針検討基礎調査業務委託料621万5,000円、のうち令和7年度が343万2,000円、令和8年度が278万3,000円、債務負担行為で継続して業務を委託するものであります。以上で説明を終わります。

○副委員長(佐藤智子君) 説明が終わりました。

質問ある方、お願いします。

○委員(大久保健一君) はい。

○副委員長(佐藤智子君) 大久保委員。

○委員(大久保健一君) ごめんなさい、すごく素人っぽい質問なんですけど、この3番の業務内容ってやつの(1)から(7)までコンサルに委託するってことなんですよ、それで私自身も前にクリーン渡島の議員だったからなんとなく予想というか概要はなんとなくわかるんだけど、(1)と(2)と(3)くらいは今までの調査だよ。現況調査だよ。これまでの。

それで(4)(5)というのは全国の実例調査だとか、どういうふうこれからしたらいいかって話だけれども、(6)(7)については、これから八雲町がどういうふうにするかは、(5)の結果を聞いたうえで八雲町が主体的に考える話だよ、こんなにコンサル

使う必要があるの。というかコンサル使わないで自分たちで考えるべきことなんじゃないのって、すごく素人的に考えてしまったんですが、どうですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず、この枠組みの7年度8年度の考え方ですが、一つ戻ってもらって、連合さんの7年度8年度で同じように委託を考えているということであり
ます。

連合さんの考え方に沿って、一応八雲町も同じような考え方で沿っていますが、まず連合さんは7年8年、債務負担行為でやるんですが、まず一段階目が定常的な調査ってことで数字に出ないような調査をするということですよ。

具体的にはですね、連合施設の現行の処理方式の実績を整備するという部分と将来動向の把握、あと交付金、地方債の各制度の把握です。さらには、再エネだと全面更新をした部分で機械の実際の保全状況や今言った将来のごみ推計方式を委託するということと
ございます。

第二段階として8年度については、先ほどの再延命化か全面更新の投資額ですとか、ランニングコストを計上するということと
あります。

基本的な考えとしてうちでも同じような枠づけ、建付けで今事業を考えておりますが、議員ご指摘のとおり、過去の数値については当然八雲町で分かるものに関しては、町のほうで数字を拾ってコンサル会社に提供するとなると
思いますので、これを全部発注するコンサルさんで業務を行うというものではなくて、定量的なものである程度町からの数字も出しながら書類を整理していくという考え方と
ございます。

○委員（大久保建一君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） じゃあこの3業務内容っていうのはこうやって書いたけれども、全部が全部コンサルがやるってことではないって解釈でいいの。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 当然ながら、八雲町は八雲町で持っていますし、今考えている他町との比較についても環境省の中で調査が毎年入っていますので、町が収集できるものは町が収集したものをコンサルにあげて次につなげていく流れになるかなと思
います。

○委員（大久保建一君） 理解しました。

○副委員長（佐藤智子君） あと質問ございますか。

○委員（斎藤 實君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 考え方として、町が単独と広域とってこととありますが、何かこれまでは広域でやってたと思うんですけども、何か不都合があるんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 1市9町、渡島の連合なんですけど、先日から結構一般質問でやったり決算予算委員会の中で、たとえば一次産業に関する産廃をどうするのかだとか、はたまた海岸漂着物などいろんな議論がされている中で、町単独でもやっぱり検討するべきではないかってご意見もいただいているところです。

そういった中で、今国で考えているのがやはり広域化って部分でいうと、逆に単独となると、国の意向から逆行することとなると思いますが、実際に我々素人ではなくて、専門家の知見で町単独でいったならば交付金が使えないから、実際に施設の建築費はこれくらいかかって、ランニングコストはこれくらいかかってという部分の経済比較をした中で今回15年度以降の八雲町のごみ処理の進め方を判断したいということです。

今考えているのは、八雲町の単独の部分で、近隣でいうと、長万部町でもし一緒にやったときにはどうなのかという部分。

それでもう一点、今かなり施設が古くなっている北部檜山衛生センター、せたな、今金、こちらと一緒にやった場合にはどうなのかってことを、今連合さんが行う経済比較をして、実際にそしたら比較検討したときにはどうなのかってものを調査で出して、町で最終的に判断してもらおうというふうに考えています。

前段として、一次産業の農業系だったり漁業系も何とか町でならないですかって希望もあった中で、連合にその旨を、八雲町としてはなんとか合わせ産廃ができるような施設で考えてもらえないですかって意見はしていたところですが、やはりそういった意見が少なかったためですね、合わせ産廃ではなくて一般廃棄物のみの焼却施設というのが示されたので、それも含めてシミュレーションの中では考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

○委員（斎藤 實君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 斎藤委員。

○委員（斎藤 實君） 当町には漁業系の処理施設があるわけですよね、あれは各町ではどこの町も持っている状況はありますか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 持っている町と持っていない町があると思います。実際に、鉛川の施設の話だと思うんですけども、それ以外に鉛川の施設に搬入できないような漁業系のものについては、当然、各漁協さんで集めて産廃扱いにしたり、個々の漁業者さんが産廃扱いして経費をかけて処理しているということもあるので、何とかそういった部分を救えないだろうかって検討をして意見をしてきたところですが、連合としてはそういった部分については、やはり産業廃棄物については事業者原則があるということから扱わないという判断になったので、その辺については、この検討業務の中でどういう扱いにするのかってこともありますけど、考えていく必要があるのかなと思っています。

○副委員長（佐藤智子君） あと質問ございますか。

○議長（千葉 隆君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 議長。

○議長（千葉 隆君） やっぱり、今までのごみの部分もそうなんだけれども、やっぱり産業計の部分、今まで費用対効果も出して、だけれども実態と乖離している部分もあって、大きな八雲町としては問題なので、そういった今後原油系産廃の部分をとえば違うところで処理する状況になったときに、どれくらいお金がかかるのかも合算して掲載してほしいですね。

今、総務経済常任委員会のほうで提起している部分もあるけれども、ある程度実態としては処理できてない部分が現存するわけで、いずれその部分も何らかの処理をしていかないとならないときに、一定程度一時的に安く処理できても恒常的にそれ以降できるのかといったら大変疑義もあるし、処理できても金額が多額になるって状況も予測されるので、やっぱり経済的な検討比較をするのであれば、今までの一般家庭ごみからの算出だけではなく、混在するような、産廃との混在の計算というか、経済効果を含めて、実際にどうなのかって部分を見ていかないと、将来的に逆に分別、そっちはそっちこっちはこっちで今までと同じように処理していたら最終的には多くなったっていうような状況になりかねないので、どうせコンサルかける段階である程度網羅した中での比較をかけてほしいと思うので、その辺も含めて視野に入れてるって理解でよろしいですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○副委員長（佐藤智子君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） ちょっと私先ほど答弁漏れした部分がありまして、連合さんのほうにそういった要望を今年に入ってからシミュレーションをかけてくれ、合わせ産廃の部分も検討してほしいと投げかけましたが、それはかなわなかったという説明をしました。その中で、広域でどうせやっているので、連合さんがそういう部分もし広域でやるのであれば、関係市町そういった課題があるので、そういう情報提供や簡単にいうと単価交渉とか、かかる経費を、八雲町、それぞれの事業者がバラバラに払えば高上がりするけれども、連合さんがたとえばまとめて排出事業者を選定して出せばもう少しコストが安くなるんじゃないとか、そういった部分も検討してほしいという旨も伝えております。

それについては今後ですね、要望があれば連合としては情報共有しながら対応していきたいという回答はまずもらっています。

それで、一方でこのシミュレーションの中で議長さんが言われたとおり、合わせ産廃の部分でやったときのシミュレーションも当然中でやらなければならないなと思っておりますが、まず一点、交付金の絡みはおそらく連合から離れて八雲町単独でとなると、採択される可能性はかなり低いというふうに思います。

仮に、もし他自治体との共同が認められて交付金が採択されたとしても、合わせ産廃になりますと、産業廃棄物の部分については交付金の対象外となるので、それは各市町の一般財源の持ち分になるということも踏まえた中で、財政的な建築コストとランニングコスト、さらには各事業者の負担する料金を、できれば中でシミュレーションかけながら比較検討するような考え方で進みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（佐藤智子君） あとございますか。

なければこれで終結ということで、環境水道課の皆さんありがとうございました。

【環境水道課職員退室】

○副委員長（佐藤智子君） それではあとですね、(2) 報告事項についての協議ということが残っていますので、よろしいですか。

報告事項についての協議なんですけれども、今日の項目たくさんありますけれども、どのような方向でいきますか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） さっきのジェンダーのものに関して、一回皆さんそれぞれピックアップして出すっていうのは、いつやるんですか。

○副委員長（佐藤智子君） その委員会として方向性が一つになる内容ではないんですけれども、今日、伝えたいことは伝えたんじゃないですかね。

あとは、教育委員会にお任せでいいんじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○委員外議員（三澤公雄君） 教育委員会は議会からちゃんと言われたほうがいいって。違うの。

○副委員長（佐藤智子君） 検討するって言っていたので、内容を変えて出してくるのか、パブコメに出すのか。

○委員（倉地清子君） はい。

○副委員長（佐藤智子君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） 先ほどの話だと、議員の皆さんから何か見て、んって部分があった場合に協力してもらえたら助かるって話もされていたと思うんですね。

○副委員長（佐藤智子君） あれ以上のものは、ちょっと議事録渡しておけばいいんじゃないですか。

○議長（千葉 隆君） いいですか。

○副委員長（佐藤智子君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 何が何でも全会一致で、たとえば今の出てきたジェンダーのプランを一言一句ここは直してくださいとか、全員が違いますってことで出すんじゃないくて、この部分に線を引いて、ここの部分を検討してくださいって。

それで、その中でこの線は引くけれども、一人か二人少数意見での線の引き方でしたって程度の提案の仕方もあると思うんだよね、だからといってそれが 100 パーセント直すかっていうのは教育委員会のほうにお任せするってやり方もあるし、このままスルーして副委員長がというようなやり方もあるから、どっちか皆さんの意見を聞いたほうがいいんじゃないですか。

○副委員長（佐藤智子君） ありがとうございます。

○議長（千葉 隆君） 何か所か。

○副委員長（佐藤智子君） 何か所か、結構はっきりして目立ったものだと思うので、今日出たものを項目としてあげて、この4つくらいですか、4つか5つかあったと思いますが、それをちょっと表現というか取り上げ方を検討してくださいってかたちで報告しますか。教育委員会に。

かなりはっきり意見が出たと思うので、向こうでもチェックしていると思うので、あれよりまだってこともあるかもしれませんが、大まかなところが出たと思うんですけれどもね。

○委員（斎藤 實君） だから、11 ページの前段からいって、未だ社会において男は仕事って考え方の下に、男性中心の働き方を前提とした長時間労働などの職場環境が根強く残っておりますって、これは残ってるよね。家事や子育て介護について、女性に多くの負担がかかる傾向が続いておりますと。ただ、これをさ、それじゃあどういうふうにしていくのかかっていったら、これ変えられたら俺ら商売できないよ。

○副委員長（佐藤智子君） じゃあ、ちょっとフリーにしましょう。フリーな話で。

○委員（大久保建一君） 今日はもちろん熟読してきている人たちもいるし、こういうもんだべって思ってさらっと流している人もいるんじゃないかなって。今日の熱量を見てると。

なので、今日は言ったこと今日言ったこととして、次回開催でもう一回担当課呼ばなくてもいいから、議員間で話し合っ、今まで出たもの以外にまだ気になるところがあるかどうかの確認を次回の例えば文厚のときにやって、それでこういう意見がありましたってかたちで担当課にお伝えするのが丁寧なのかなって気がするんで、どうですか。

わざわざ担当課をまた呼ぶほどのことでもないかなって。

○議長（千葉 隆君） 今まで、今日議論したことも線引いてもらってないとわからないからさ。今日 11 ページのものもあるし、関口委員さんが言った 20 ページもあるし、大久保委員さんのやつは。

○委員（大久保建一君） 2 ページの真ん中の目標 5。

○議長（千葉 隆君） そこで 3 点でしょ。今 2 ページと 11 ページと 20 ページ、あと何ページ。

○委員（関口正博君） 一次産業の働き方も、こんなもの町が示す必要ないと思う。

○副委員長（佐藤智子君） 11 ページのど真ん中。

○委員（関口正博君） その家の仕事の仕方だもん。

○委員（大久保建一君） だから、そんなこと言ってしまったらジェンダー平等プランは必要ない。極端にいったら。

○委員（関口正博君） 俺自身が偏ってるから、全てが偏ってるように見える。

○副委員長（佐藤智子君） パブリックコメントできますから。町議も。

○委員（黒島竹満君） やらせてどういう内容ができてくるか見てから。

○委員（大久保建一君） でも、法律があるからなんたかた作らないとないんじゃないの。

○議長（千葉 隆君） 努力義務だから作るんだけど、今までの傾向から見たら、パブリックコメントで変えるような意見なんて出てこない。だからやっぱり少し変えたほうがいいんじゃないかって言ったときには線を引いて、もう少し表現はどうですかみたいな、その中で判断したらいいんじゃないの。

○副委員長（佐藤智子君） 今、2 ページ、11 ページ、20 ページってところで、関口さんが指摘する 11 ページの中に斎藤さんのもあります。

○議長（千葉 隆君） だから、今の一次産業の部分だって、またのところを、全部言わなくても男性も女性も働き続ける持続可能な働き方で職場の環境を整えることができるってやれば別に産業なんて必要ないんです。場合もあることからって。

○委員（倉地清子君） そうですね、表現がね。

○副委員長（佐藤智子君） 一次産業は実際に女性の負担は重い。その立場に立たなくても察することはできるんじゃない。

○委員（関口正博君） それ聞いたの。私たち負担が大きいですって。

○副委員長（佐藤智子君） 男の人たちは夜中に出てそれはそれで大変だけれども、家に帰ったら寝ることができて、それで女の方は船に乗って帰ってきて子育て、洗濯、介護と育児って実際にあるつけさ、落部なんて。

○委員（関口正博君） だから今、女の方も船に乗らないパターンって増えてるんだよ、一昔前の話だよ。

○副委員長（佐藤智子君） 船に乗ってた人の思いもこの中に入れなかったらこれからの未来を変えていけない。

○委員（関口正博君） そういう家には嫁さんも来てないし、ちゃんと見てるんだって、女の人なんて。

○議長（千葉 隆君） 要するに、男とか女ではなくて、要するに、過剰な、一次産業の中でも、過剰な労働を強いられる現状には女の人でさえ、男でさえ働きに来ない。だから担い手が少ないの。だからみんな農家でも機械化したりいろいろ生産性を高めるようにしているというのが今の現状で、全くないかっていったらあるかもしれない。確かに女性の部分。

だけでも、逆に奥さん早く死んで男の人が父子家庭で漁業やっていて、家事も全部やる家庭だってある。そうしたときに男の人たちがそういう場合に、ここのまたに男の人の家庭の仕事が大変だってことを書くかっていったら書かないでしょ。父子家庭のときに。

だからそういう書き方だけを一部のところを取り出して、書くっていうときに本当に平等、ジェンダーの平等性ってあるのかって。

○委員（大久保建一君） 外に行って稼いで帰ってきて、家事も全部やらされている旦那もいるからね。

○副委員長（佐藤智子君） さっき大久保さんが言ったのでもいいんじゃないですか。次回議員間で話し合っただけそのことを伝えるって。

○委員（大久保建一君） それまでにもう一回読んできて、問題点をそれぞれ上げてもらえばいいんじゃないの。

○副委員長（佐藤智子君） ただし12月18日ですよ、それで遅すぎるのか、そんなこともないのか。

○議会事務局長（野口義人君） 定例会もあるので、総務経済常任委員会だけは予定しておりますので、議員さんだけの協議であればそのタイミングで。

○副委員長（佐藤智子君） 定例会の最中にこういう時間を持てたらいいんじゃないの。

○委員（大久保建一君） そしたら委員長、副委員長でそういう進め方でいいか教育委員会に相談してみたら。

○議長（千葉 隆君） パブリックコメントはやってもいいから。そのパブリックコメントと同じ取り扱いで委員会では提案しますからって。それ以降は委員会でやってくださいって。

○副委員長（佐藤智子君） 提案というか、そういう意見があったことを今日プラスアルファで伝えるってことでいいですか。

○議長（千葉 隆君） そんなに重たく考えなくていいから。

○副委員長（佐藤智子君） ありがとうございます。

では次回の委員会の中でまた話し合いの時間を持ちたいと思います。ほかの項目は大丈夫ですか。

◎ その他

○副委員長（佐藤智子君） では、その他に移りますが、こちらから。

委員長からも言われているんですけども、ヤングケアラーの条例化に向けても正副のほうでもう少し詰める予定ですが、委員会としてヤングケアラー条例が作れるような方向に持っていきたいと思っていますので、改めてお伝えします。

それと、先ほどちょっと雑な資料で申し訳ないんですが、補聴器についての資料を2枚お配りしています。一つは2022年のものですが、裏表でほかの自治体の助成内容が書かれているものです。もし裏がないよって方がいたらちゃんとしたものをあとでお渡ししますので言ってください。

もう一つも裏表ですが、かつて出した意見書案が一つと、それから出してはいないけれども、もう一つの意見書の内容が書かれたものがありますので、それも次回の委員会までに見ていただいて、ご意見いただいたらなと思っています。以上です。

○議長（千葉 隆君） 意見書なんだけれども、これご意見をもらうとかじゃなくて。

○副委員長（佐藤智子君） すみません、説明が足りなかったんですが、こういうふうな内容で意見書は、この意見書をあげていくってことではなくて、この意見書の中に書かれていることを参考に補聴器助成について一緒に考えていただけたらいいなって資料ですので、説明分かりますでしょうか。

○委員（大久保建一君） どうすればいいの、結局。

○副委員長（佐藤智子君） 大久保さんなんかは反対なので、この委員会の中で一致できるとは思っていないんですけども、補聴器助成についてもうちちょっと皆さんと話し合っけたいと。町に求めるにしても求めないにしても。

○委員（大久保建一君） 理解を深めてほしいからその資料の提供ですってこと。

○副委員長（佐藤智子君） そういうことです、申し訳ないんです。

○委員（大久保建一君） 読んでもらってそれぞれで解釈してくださいってこと。

○副委員長（佐藤智子君） 読んでもらって、できれば前向きな意見だとか、こんなの全然おかしいでしょとか無理でしょとか、そういうものも含めて意見を出していただけたらいいなど。委員会の中で調査していけたらいいかなって項目としてあげていますので、よろしく願いいたします。

倉地さん、何か言いたいことはありますか。

- 委員（倉地清子君） 話し合いの場を持つてことではない。
- 副委員長（佐藤智子君） さっきのジェンダーとか終わったあとに、補聴器についても話し合えたらなと思っていますので、よろしく願いいたします。
- 委員（関口正博君） 俺、今回買ったんです、補聴器。30 何万。
- 委員（黒島竹満君） それは安い。
- 委員（大久保健一君） だけど 30 何万のうち 3 万円もらっても。

（何か言う声あり）

- 委員（関口正博君） 俺は片耳聞こえないから、こっちから飛ばしてこっちに聞こえるようにする。こっちはトランシーバーみたいなものだよ。60 万、80 万もある。

（何か言う声あり）

- 副委員長（佐藤智子君） それでは、そのほか事務局よろしく願いいたします。
- 議会事務局庶務係長（千代貴大君） はい、議事係長。
- 副委員長（佐藤智子君） 議事係長。
- 議会事務局庶務係長（千代貴大君） 皆様のお手元に事前に机上配布させていただきました、文教厚生常任委員会視察調査の案ということで提出させていただいております。

前回の総務経済常任委員会でもお示しさせていただきましたものでもありますが、文教厚生常任委員会の視察調査ということで会議に出させていただいております。議会事務局内でいくつかご迷惑をおかけをした点をお詫び申し上げるとともに、今回、視察調査に加えて八雲町とゆかりの深い名古屋市及び小牧市、に議長及び副議長にご同席いただいたうえで表敬訪問のほうも日程に加えさせていただきたいという修正となっております。

人数が増えるということで、議会事務局で 1 名随行させていただく予定でございまして、金額のほうでございしますが、1 ページ目下のほう、だいたい 1 人当たり 18 万と想定しております、これ、あくまで正規料金、J R 等の割引を考慮していない正規料金で試算してございしますが 18 万ほどとみています。

これが皆様 7 名様分ということで 126 万円、先般の道外研修の予算がだいたい 113 万円ほどだったので、今のところマイナス 12 万 8 千円程度で、さらに随行分についても職員分についても予算が不足していて、それが 8 万 9 千円程度、だいたい 22、23 万円の自己負担が想定されて、7 名様で割らさせていただきますと、一人当たり 3 万 1 千円ほどの自己負担が発生します。今時点の試算ですのでご了解いただけたらと思います。

先週お示した、旅行案ですと出発地、到着地を函館空港とさせていただきましたが、十分な視察調査の時間と表敬訪問の時間を確保したいという観点から、2 月 4 日の中日に表敬訪問を集中させています。

というのは、どうしても 2 月は天候が荒れがちな季節でございまして、その日に表敬訪問を入れてしまいますと、万が一交通の支障が出た場合に、ご迷惑をおかけするということを考慮して、2 月 4 日の中日に表敬訪問を入れることでそのリスクを回避していきたいという考えがございまして。そのうえで視察調査お時間を確保したいという考えで、新千歳空港を離発着の空港とさせていただきますしてスケジュールかけてございまして、函館空港から新千歳空港に変更になっている旨、ご了解いただけたらなと思っております。

だいたい2月3日から2月5日の予定については今のところ変更してございません。今回この案でまず一回行こうということでご了解いただけましたら、今週の日曜日が名古屋市選挙がありまして、どうしてもそれが終わってからの来週以降にアポを取りたいと考えてございます。先方がかなり忙しいということで落ち着いてからと考えています。この案につきましてご了承いただけたらと存じますので、何卒宜しくお願いいたします。

○議会事務局長（野口義人君） それで議員会のほう、斎藤会長すみません、委員会の話なんですが、小牧市、名古屋市の視察の関係で、個人負担が3万円程度と出ています。議員会のほう今12月の総会を開いて新しい年度に代わるってことで、予算としては研修のまかないで9万予算を組もうと思っていました。ただ来年度も道内研修、議運のほうと広報広聴のほうを計画しておりまして、全体として9万円の予算でそのあとからいくらかでも工面していただけたら助かるのかなと思っております。

○委員（斎藤 實君） 今副委員長と相談していたんだけど、皆さんいるときに相談して結論出しましょうかと。

○議会事務局長（野口義人君） それじゃあ定例会中の議員総会の中で。

○委員（斎藤 實君） そのときでもいい。

○議会事務局長（野口義人君） そのタイミングでお諮りしていただけたらと思います。

○委員（大久保建一君） それで議員会のほうでお金を出すといったら3万1千円より少なくなると。全く出さなくても3万1千円で済むってことでしょ。

○議会事務局長（野口義人君） そうです、マックス3万1千円です。早割効いたらまたそれ以上下がる。

○委員（大久保建一君） じゃあ3万1千円でみんな納得するならチケットおさえちゃえばいいでしょ。3万1千円かかるなら行かないって人はいないと思う。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） あとは先方のアポだけ先にとってからチケットを。どうしてもままならないといわれたら日程が崩れるので、そこだけとれたら速やかに進めていきたいと思っております。どうしても名古屋市の選挙があるので、来週以降になるのでそこだけご了承いただけたら。

○副委員長（佐藤智子君） そしたらこの時点で市長が変わってるの。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） はい。

○委員（大久保建一君） この間国会議員になった。

（何か言う声あり）

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） このとおりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしく宜しくお願いいたします。議会事務局からは以上でございます。

○副委員長（佐藤智子君） それでは最後になります。ちょうど3時になりますが、次回は定例会の最中の日程はまだわかりませんが、それ以降の文教厚生常任委員会は12月18日水曜日を予定しております。いつもの木曜日ではなくて水曜日ですので、お間違えのないようによろしく宜しくお願いいたします。

では、これで今日の文教厚生常任委員会を終わります。長時間ありがとうございました。

[閉会 午後2時59分]